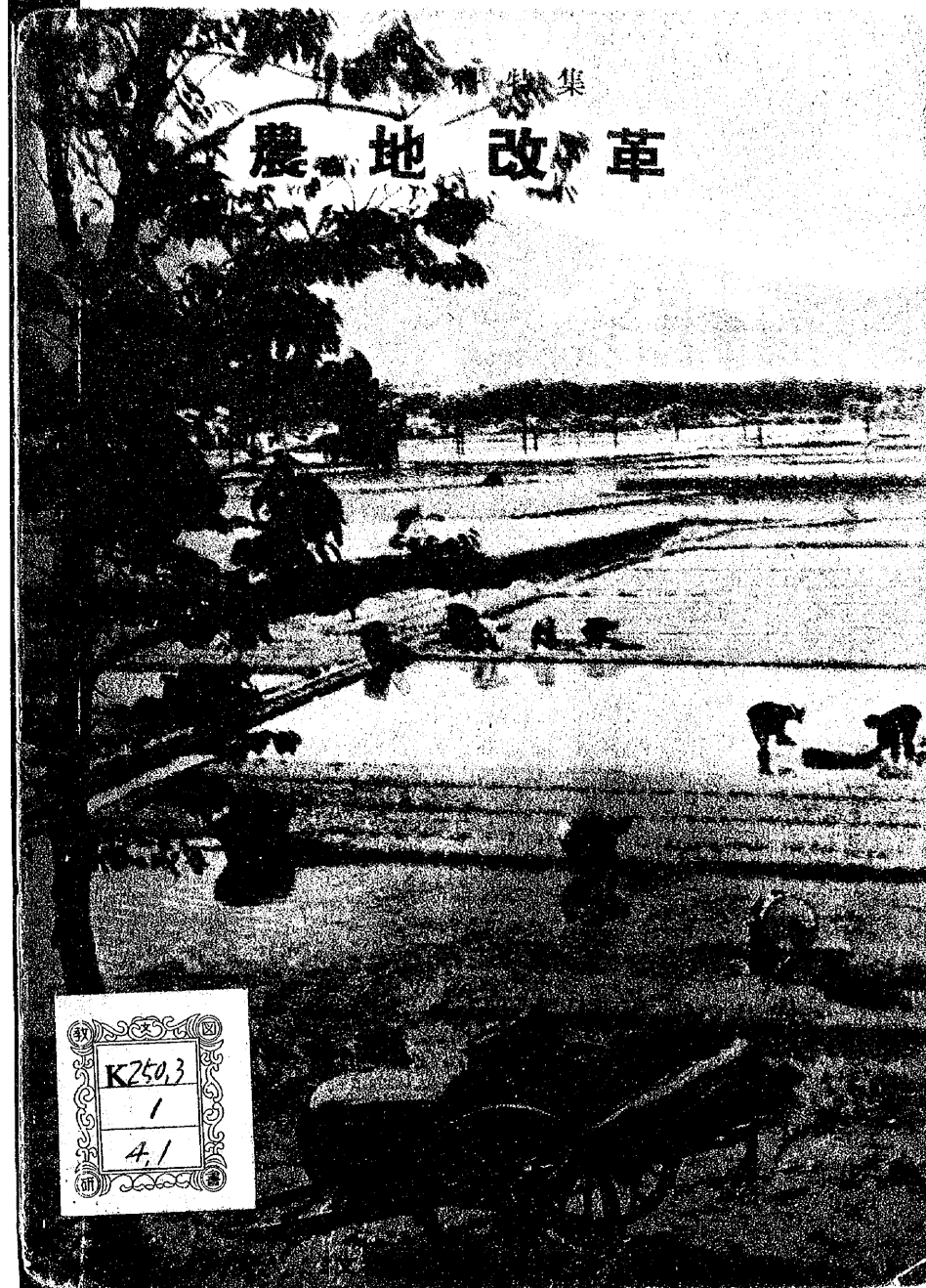


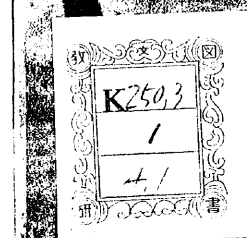
K250.3

1

4.1



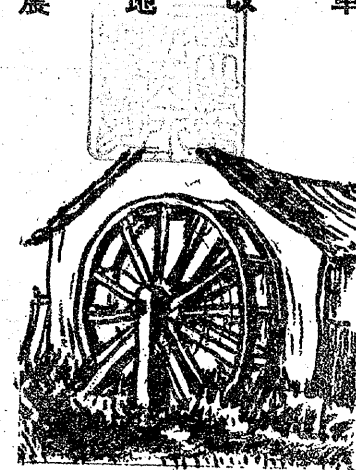
集
農地改革



文 部 省 著 作 教 科 書

社 会 科 特 集

農 地 改 革



この教科書は、中学校社会科教科書
4「日本のいなかの生活」の姉妹篇
として、特に編集されたものです。

目 次

ま え が き	1
第1章 農地改革とはどんなことをいうのか	1
Ⅰ. 日本の農業はどんな特色を持っているか	2
Ⅱ. 農地制度とはどんなことをいうのか	10
Ⅲ. 農地制度はどのように社会の組織や制度と結びついているか	15
Ⅳ. 農地改革とはどんなことをいうのか	22
学 習 事 項	28
第2章 昭和の農地改革はなぜ行われたか	30
Ⅴ. 昭和の農地改革前には農地の所有関係はどのようになっていたか	30
Ⅵ. 明治の農地制度はどのような特色を持って発展してきたか	35
Ⅶ. 明治以後の農地制度は産業や社会に どのような影響を及ぼしてきたか	40
Ⅷ. 昭和の農地改革はなぜ行われなければならなかったか	49
学 習 事 項	52
第3章 昭和の農地改革はどのように行われてきたか	53
Ⅸ. 昭和の農地改革はどんな目的をもって行われたか	53
X. 自作農の創設はどのようにして行われてきたか	55
XI. 小作制度はどのように改められたか	67
XII. 農地委員会はどんな役割をしてきたか	70
学 習 事 項	76
第4章 農地改革の目的を達成するためには どんなことがたいせつか	78
XIII. 農地改革の目的を完全に果たすためには どんな態度と努力がたいせつか	78
学 習 事 項	88
む す び	90
先 生 方 へ	92

ま え が き

最近、日本のいなかで起ったいちばん大きな変化といえば、こんどの農地改革でしょう。みなさんのなかで、いなかに住んでいる人は、この問題について、いろいろ聞いたり見たりして、知っていることでしょうが、都会に住んでいる人のなかには、あまり関心を持っていなかった人もいることでしょう。しかし、このような大きな影響を与えた農地改革は、日本の歴史の上にも、あまりなかったことです。

この教科書は、こんどの農地改革が、どんな理由で、どんな目的で、どのように行われてきたかということや、日本の歴史の上でもほんの数回しかなかったほどのたいせつな問題であるわけを明らかにし、また、これからの農村には、解決していかなければならないどんな問題があるかということにもふれています。第1章は、みなさんが、こんどの農地改革の学習をしていくのに、まず必要な知識や、研究していくためのたいせつな心がまえについて、知らせたいという気持ちで書かれています。

みなさんにとっては、農地改革の問題は少しむずかしすぎるころがあるかもしれません。しかし、みなさんがこの学習によって、農村の生活や、日本の農業について、少しでもたくさん理解を深め、さらに、この理解をとおして、現在、日本の国民が、どのようにして憲法に表わされている民主主義の理想を実現し、再建のために努力しているかということにも、考えを及ぼしていくことは、たいせつなことです。



第1図 田植え風景

第1章 農地改革とはどんなことをいうのか

1. 日本の農業はどんな特色を持っているか

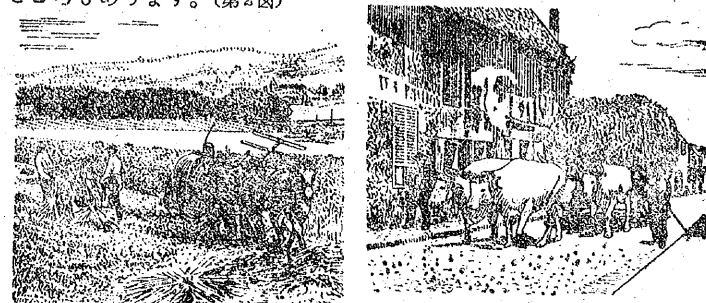
みなさんは、いなかに住んでいる人も、都会に住んでいる人も、みんな、供出とか配給とかによって、現在の日本では、わたくしたちの常食である米が足りないということを、知らないものはないでしょう。米は、アジアの季節風帯の特産物で、この地帯の人々は米を常食としているのです。世界の住民は、常食としている食物によって、だいたい、米を常食としている人々、小麦を常食としている人々、その他の食物を常食としている人々に大きく分けることができます。(第9図) 各国の国民が常食としている食物も違うのですから、その国の農業も、どうぜん、それぞれ違った特色があるわけです。

では、現在、米やその他の食料が足りないといっている日本の農業には、どんな特色があり、どんな問題があるのでしょうか。

わが国の農業は、米作中心の農業、水田耕作中心の農業です。その農業は、アジア季節風帯の特色を持っていて、西洋の農業とおもむきが違ってきます。

わたくしたち日本人のなかには、西洋のいなかといえば、一般に、青い草原とか、牛や羊の群れなどを思い浮かべている人がかなりあるかもしれません。それほど西洋の農業は、牧畜業と結びついているところが多いのです。そして、たいていの大きな国では、日本よりも畜

産農業が盛んです。しかし、もちろん西洋でも家畜がたいへん少ないところもあります。(第2図)



第2図 ヨーロッパの農村風景 —左(イギリス) 右(フランス)—

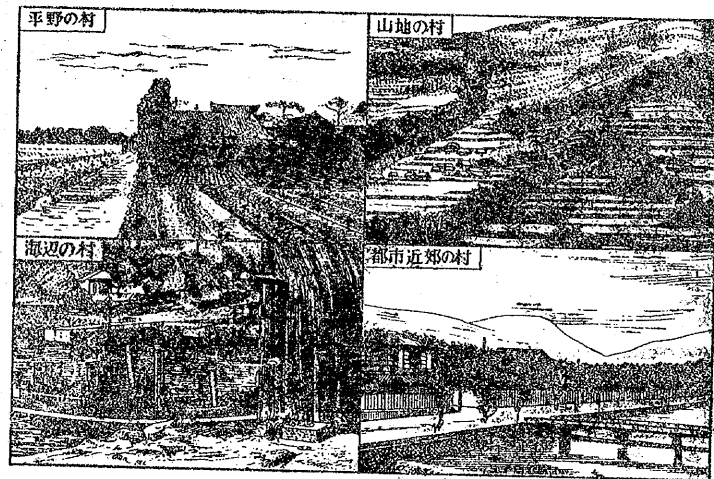
もしも、西洋人が日本のいなかを歩いたならば、小川の流れると土橋、それに青々と波うつ稲田に驚きの目をみはることでしょう。西洋では多く見られる牧場ののどかな風景は、わが国では、北海道以外の地方ではあまり見あたりません。(第3図) そして、養畜だけを営んでいる農家は全農家の 0.05 %で、これに養畜をかねて営んでいる農家を合わせても、全農家の 15 %にすぎません。(1947年農林省統計による) わが国の農業は、一般に、田畑を耕作する農業で、西洋の多くの国のように牧畜と結びついて、経営されていないのです。



第3図 北海道室蘭市付近の牧場

日本のいなかといっても、水田耕作の多い村ばかりではありません。

畑作の多い村もあります。西南日本のように暖い地方の村、東北日本のように冷涼な地方の村、冬に雪が深い裏日本の村、さらにまた、平地の村、山地の村、海辺の村、都会に近い村や遠い村などいろいろあって、村の生活も細かく見ると、その位置によってさまざまです。(第4図) 麦・さつまいも・じゃがいも・野菜・果実などの農産物も、村によって違ってきます。しかし、一般に日本の農業は、稲作を中心とした、あるいは米麦を連作する農業としての特色を持っています。(第1図)



第4図 村のいろいろ

わが国は山国であるから、大部分は山林や原野で、国土の総面積のわずか14% (1947年の統計による、国土面積368,570 km² [1km²=100.833町歩] 耕地面積5,285,549町歩として計算) しか田畑として利用されていません。(第1表を見よ) それに、わが国は、国土の面積も小さい上に、人口密度は1平方キロにつき213人 (1947年の国勢調査の総人口78,627千人として計算) で、世界でも指おりの国といわれるほど人口のちょう密な所ですから、山地のひどい傾斜地やその他の条件のわるいやせた土地まで田畑として

耕作しても、耕地面積は、たいがいの西洋諸国に比べて、とても小さいのです。アメリカ合衆国のように、何時間も汽車で走っても、どこまでも畑の続いた広野のある景色は、日本のいなかではほとんど見ることはできません。(第5図、第6図)



第5図 アメリカ合衆国の農村風景

日本では、田が293万町歩、畑が約235万町歩、合わせて約528万町歩の耕地があり、これをたよりにして生活している農家は、590万戸あまりにもおよんでいます。(1947年8月1日現在、農林省調査による) 農業に従事する人たちも多いのですから、農家1戸あたりの耕地面積もだいたい0.85町歩たらずで、中国や朝鮮などとともに、世界でも1戸あたりの耕地面積は、最も小さい国の一つになっています。日本の農業が西洋の農業と違った特色はいろいろありましようが、普通の農家の耕作する面積が、日本では西洋に比べて小さいということがそのいちじるしい点だといってよいでしょう。(第1表)

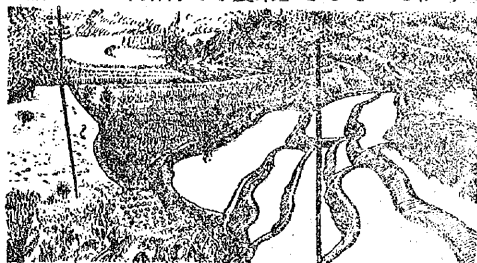
国名	人口密度1平方キロにつき(人)	国土中耕地面積割合(%)	耕地1平方キロあたり人口密度(人)	農業人口の割合(%)	農業者1人あたり耕地面積(ヘクタール)
アメリカ合衆国	19	23	83	13	23.8
イギリス	203	30	672	6	6.6
フランス	74	34	221	36	2.5
イタリア	153	43	356	48	1.5
デンマーク	99	61	162	34	4.9
日本	213	14	1,521	49	0.3

第1表 世界各国耕地面積

国際連合食料農業機関の「食料農業統計年鑑1948年」と「1949年」による。("Yearbook of Food and Agricultural Statistics" 1948 & 1949, Food and Agricultural Organization of the United Nations) 同年鑑の1947年の各国の面積、全人口の統計と、1936〜48年の各国の農業人口、農業人口の統計を計算の基礎として、この表を作成した。耕地面積のなかには牧場の面積は、はいていないから、この表にあげられた外国の農業者の経営面積は、日本に比べてさらに大きなものであることに注意しなければならない。

このようなわけで、日本の農業は、手の労働によって行われる非常に小規模なやり方の農業となりました。しかし、単位面積あたりの収穫量は相当高く、世界でもすぐれた国の一つになっています。これは、限られた小さい面積の耕地から、できるだけ多くの収穫量をあげようとして、農家の人たちが土地に対して多くの労力や肥料をつぎこんで、作物をとても注意深く世話をする「集約的な農業」をしているからです。

田畑の面積がとてもせまく、集約的な農業に特色を持っているわが国では、たとえば、アメリカ合衆国の広い農業地帯で行われてい



第6図 日本の階段耕作

るように、耕地の開墾にトラクターを使ったり、麦などを刈ると同時に脱穀したりするのに、コンバイン(刈取脱穀機)を使ったりすることや、飛行機で害虫の駆除剤をまいていくような、近代的な機械を大規模に利用することは望めません。ここに、水田耕作を中心とする農業の現状では、アメリカのような機械化は困難な事情にあります。



第7図 稲刈り風景

田んぼの稲刈りには、小さなかまが昔から用いられてきました。稲は根元から一株ずついいねいに刈り取られ、刈り取られた“わら”は、いろいろなものに有効に利用していくといったような農業のしかたなのです。日本の農業が昔のままに「くわ・かま農業」であるといわれているのも、このような農業のやり方を意味しているのです。(第1図、第7図、第8図) このように耕作のやり方が違うのですから、日本の農業の機械化といっても、さしあたっては、ポンプで水をくんだり、稲や麦をこいたり、もみをすったり、米や麦をついたり粉にひいたり、なわやむしろを作る作業などに機械を利用すること、それに日本では、油も少ないのですから、ここに電力による機械を利用する方面に制限されがちな事情もあります。

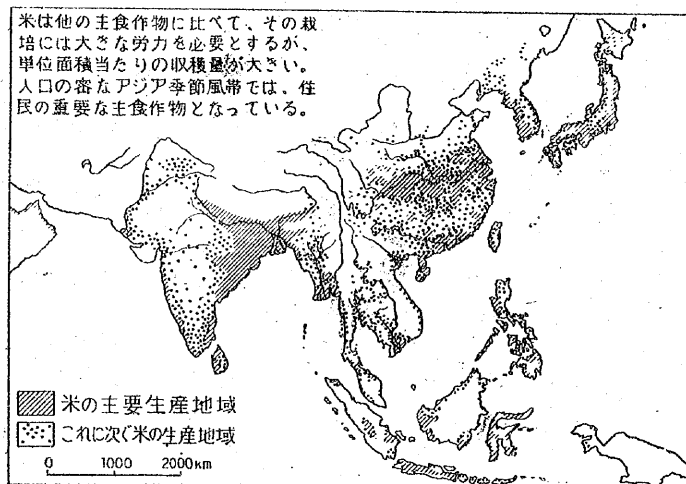


第8図 北海道の畑作風景

また、日本の農業は、耕作の労働に牛・馬を利用することがわりあいに少ないということも

一つの特徴です。これは、農家が経営している耕地の面積が小さいため、牛・馬をじゅうぶんに効果があがるように使えないことや、水田耕作中心の農業では、じゅうぶん牛・馬を使いきなす技術が発達していないことに原因があります。農家にとって、牛・馬は、耕作の労力を提供するよりも、むしろ肥料を供給する点で役だっているのが現状です。もっとその労力を耕作に利用するようにくふうしなければなりません。したがって、日本の農業は、手の労働を中心とした集約的な農業で、畜力や機械力を使う技術が発達していない「くわ・かま農業」だといえましょう。

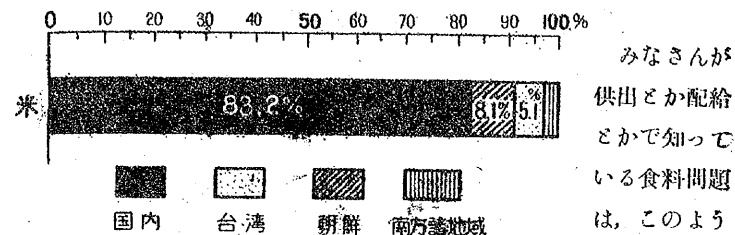
このために、日本の農業は、農業者1人あたりの生産額では、西洋の多くの国々に比べてかなり劣っています。1人あたりの生産額はアメリカ合衆国の5分の1にも足りません。日本の農業が、単位面積の収穫高では世界でもすぐれています。1人あたりの農業者の生産額では劣っているということは、注意しなければならないことです。



第9図 アジア季節風帯の米作地域

1947（昭和22）年には日本の農家の人口は、全人口の46%（全人口78,627千人、農家人口35,916千人として計算）を占め、これらの人々が全国民の必要な食料の89%（主食の国内生産供給高76,869千石、国内需要高86,638千石として計算）だけしか生産できませんでしたから、不足の分は外国からの輸入にたよらなければならませんでした。戦前までは、食料の足りない分は、台湾や朝鮮やその他のアジアの諸国から輸入して補っていました。（第9図、第10図）終戦後は外国からの輸入もなかなか困難でした。そこで、なんとかして困難な事情にうち勝って、できるだけ農業の発達をはかり、国内で自給できるように、食料の増産に努力していくこ

とはたいせつなことでした。（社会科1「わが国土」、社会科4「日本のいなかの生活」、社会科7「世界諸地域の自然と農牧生活」を見よ）



第10図 日本の米の増産率—1938～40平均
—戦前戦時資料による—

みなさんが
供出とか配給
とかで知って
いる食料問題
は、このよう
な日本の農業
の特色を考え

てみて、はっきりわかってきたことでしょう。食料の生産はいなかのたいせつな仕事です。それだけに、農家の人たちの食料生産への苦勞もたいへんなものです。日本の耕地面積は小さく限られていますから、食料の増産ということは、農家の人たちが、農業上の知識や技術をじゅうぶん身につけて、土地の生産力をうまく利用して、効果があがるように農業を経営していかなければ達成されません。このためには、農家の人たちの暮らしにもゆとりがあることがたいせつです。したがって、日本の農業の発達をはかるということは、つまり、経済的にも豊かで、農業の経営にもすぐれている農業者を育てていくということです。最近では、外国からの食料の輸入もわりあい容易になり、食料問題も以前と違ってかなり緩和されました。やがて食料が外国から自由に輸入されるようになった時、日本の農家の人たちが、そのため打撃をこうむらないだけのりつばな農業を経営していくように、将来のことを考えて計画をたてていくことは、食料の増産ということと同じようにたいせつなことです。

日本の農業には、いろいろの問題がありましよう。（第4章を見よ）しかし、限られた狭い土地で、大きな人口を養っていかなければならな

いことを、常に念頭において考えていかなければなりません。農業はどこまでも土地にたよらなければなりません。農家の人たちは、土地にたよって生活しています。それでは、農業をする人と土地とはどのように結びついているのでしょうか。

Ⅱ. 農地制度とはどんなことをいうのか

農業をするのには、まず耕作する土地が必要です。「まかぬ種ははえぬ」といわれているように、種もいります。くわやかまや脱穀機などの農機具とか、肥料などもいります。農具を使い、土地を耕して種をまき、肥料をやったり、草をどったりして、作物のせわをする労力も必要です。農業をする人たちは、土地を耕作して、収穫した作物によって、自分たちの家族の生活費も、その耕作する土地につきこむ種や肥料や農機具や牛・馬などに必要な費用も、みんなまかなっていかなければなりません。農業をする人たちにあって土地は、商売人や、会社や学校や役所や工場で働く人や、医者や、芸術家などと違って、生活していくもどで得るために欠くことのできない一ばんたいせつなものです。

しかしながら、前にもふれたように、日本では耕地面積は非常に狭くて、農業をする人たちには思うように土地を手に入れることはできないのですから、限られた小さい面積の土地を集約的に経営して、土地の生産力をできるだけ高めるように努力しないと、生きていけない事情にあります。したがって、農家の人たちの土地に対する執着心というものは、たいへんなものです。

このようなわけですから、日本では、耕作する土地の面積の大小によって、だいたいその農家の経済状態をおしはかることができます。いなかでは、農家の大きさをあらわすのに、あの家は1町5反歩、この家は8反歩だとか、土地の大きさを示すことがよくあります。西洋のある地方などでは、家畜の頭数によって、だいたい農家の経営状態

の大小や、その暮らしの豊かさの程度を判断するという話を聞くこともあります。西洋でもやはり、大部分の地方では、農家の耕作面積は、その農家の大きさをあらわすのにより尺度となっています。

農家にあってこのようにたいせつな土地は、その持主である農家が自分で耕作している「自作地」ばかりではありません。他人の土地を借りて、家賃と同じように借り賃としての「小作料」を持主に支払って耕作している「小作地」もあります。したがって、農業に従事している人たちには、自作地をおもに耕作している「自作農」や、自作地のほかに小作地もかなり耕作している「自小作農」や、小作地をおもに耕作している「小作農(小作人)」がいるわけです。(34ページの第5表、自作農・自小作農・小作農の定義を参照せよ) いなかでは、どの家も農家だというわけではなく、医者や役所につとめている人や、いろいろの職業の人たちもいます。こうした人たちのなかには、農地を持っているが農業をしないために、農地のほとんど全部あるいは大半を他人に貸して、小作料を受けとっているものがあります。このような人を「地主」といいます。戦前のわが国では、地主は一般に広い土地を持ち、小作料によって豊かに暮らしているような人だと考えられていました。しかしこのような地主は今のわが国では見受けられません。農家でもいろいろな事情で自分の持っている全部の土地を耕作するのに、人手がたりなくなって、その一部の土地を適当な農家に貸さなければならなくなることもあります。そこでこのような土地の持主を土地を借りている人に対して、「地主」とよぶこともあります。

地主や自作農や小作人などについて、広く世界各地の例を見ますと、いろいろの種類のものがあります。イギリスなどでは、広い面積の土地を所有して、これを小作人に貸して、自分の持っている土地のなかに、停車場が二つもあるというような「大地主」もいます。大地主のなかには、自分の持っている土地のある場所に住まわなくて、アィ

ルランドに大耕地を持つ地主がイングランドに、シシリー島の地主がバリに住まっているような「不在地主」もいます。このような大きな土地を所有した不在地主の例は、戦前には、中国や朝鮮などにも見られ、満州や内モンゴル（内蒙古）の地方に土地を持った地主がペイピン（北平）やテンチン（天津）などの大きな都会に住んだり、南鮮や北鮮に土地を持った地主がソウル（京城）・ピョンヤン（平壤）などの都会に住んだりしていたことがありました。

これらの不在地主は自分の所有地のある場所に、一般に管理人を置いて、その土地のことや、小作人との交渉などをまかせています。このような広い面積の土地を持った大地主とか不在地主は、こうした国でも、その数の上からいって、ごくわずかなものです。

次に、広い土地に大きな資本を投じ、労働者をたくさん雇って経営している農場の例が、アメリカ合衆国やイギリスの一部などで見られます。この場合、農場を経営している人がその土地を持っている場合もあり、また、経営している人が他人の土地を借りている場合もあります。このように他人の土地を借りて大農場を経営している人は、その地主に小作料を支払う小作人ですが、わが国のような小規模な農業をしている小作人とはまったくおもむきが違ったものです。

わが国でも、こうした農場経営は、外国の例に比べれば、小規模のもですが、北海道や東北地方の一部などに見られます。しかし、これは、おもに牧畜を主とした経営のものです。

満州では、農場経営ではありませんが、たいへんに広い面積の耕地を持った地主が、臨時に必要な時に応じて、たくさんの農業労働者を雇って農業を営んでいる例が見られます。このように、農業に従事する人のなかには、まったく自分の土地も小作地も持たないで、労働だけを提供している人もあります。

次に、フランスや西部ドイツでは、土地の持主が労働者を雇わない

でおもに家族の労働によって農業を営んでいる自作農の人たちが大部分を占めています。アメリカ合衆国でも、自作農のなかには、このような例が多く見られますし、中国や朝鮮などでも、このような自作農が半数ぐらいを占めています。わが国も、各農家の耕作面積は小さいけれども、フランスのように家族労働をおもにして経営している自作農の多い国です。

さらにソ連では、個人は自由



第11図 コルホーズの住宅と道路

に土地を持つことも、売買することもできません。土地は国のもので、農業をする人たちは、個人的に経営するのはほんのわずかで、民間で協同経営している集団農場（コルホーズ）や国営の農場（ソフォーズ）で働いています。（第11図）農家の大部分は民間経営の集団農場に属していますが、ここでは、各農家は協同で農業をする土地のほかに、2.5〜5反歩の土地が割り当てられて、自分の家で個人的に野菜などを作って経営していくことが許されているのが普通です。農家の人たちは、協同で作った農場からの収穫物については、その一定量を国へ納めたり、集団の万一の場合に備えて貯蔵したり、集団の必要ないろんな費用にあてたりなどして、その残りの部分を、めいめいが働いた仕事の量に応じて、お互いに公平に分けあうのです。この場合、土地は国から借りて耕作していますが、他の国々で見られるような、一般の地主と小作人との関係とはまったく性質の違ったものです。

このように、田や畑を耕している人とその持主との関係には、国によっていろいろの違いがあります。農地をだれがどのような関係で所有し利用するかというしきたりを、「農地制度」といいます。

〔注〕また、「土地制度」ということばがあります。土地には農地以外の種類の土地をも含

んでいますので、農地制度という場合と土地制度という場合には、厳密に考えると意味が少し違ってきますけれども、この教科書では両者を同じ意味に用いてあります。

そして、この農地制度は、世界の各国とも、その国々の事情によっていろいろ違っているわけです。たとえば、一般に世界のどの国でも土地の私有売買は許されていますが、今述べたように、ソ連では国有の土地制度で、個人の私有や売買は許されないことになっています。フランスなどは、家族労働におもに依存している自作農の多い国がらです。アメリカ合衆国などは、地主も自作農も小作農もいますが、他の国々と比べて大きな土地を使って経営する農場が多く、小作料も一般に安いところです。

この本の初めに、日本の農業の特色について、おもに耕地利用とか経営という面から簡単にふれましたが、日本の農地制度が諸外国に比べてどのような特色を持ってきたかということがわからなければ、日本の農業の特色もはっきりつかむことはできません。(詳しくは第Ⅶ～Ⅹ章を見よ)

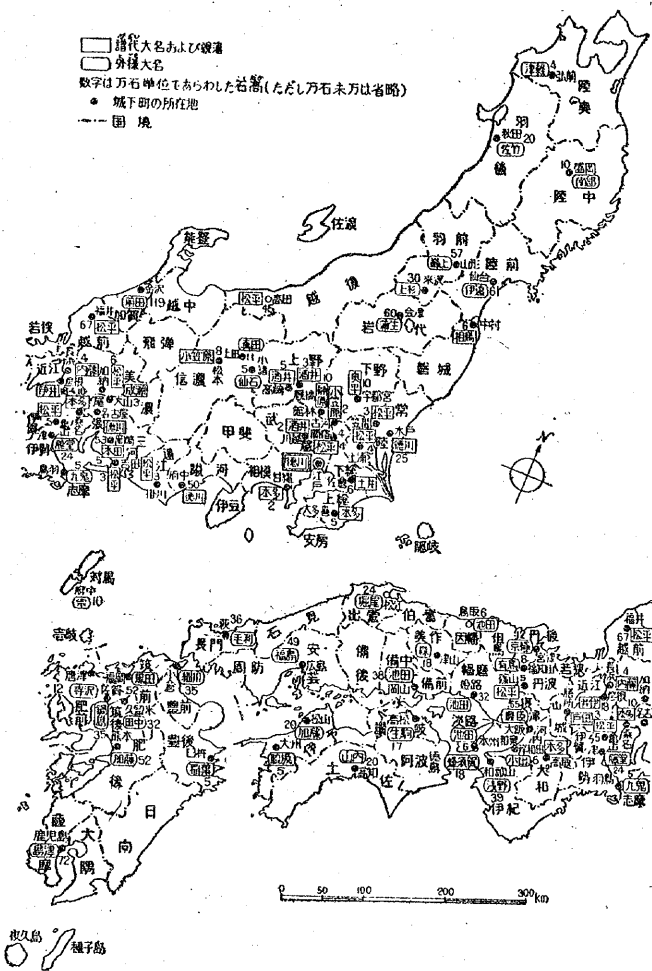
日本の大昔の人たちは、漁業とか狩猟の生活から、米を作りだすようになってからは、それまでは野生の食物を採取するために土地をあちこち移動していたものが、一定の土地に定着して生活するようになったと、一般にいられています。それは、水田耕作をういばにしていくなめには、かんがいのためにみぞをつくったり、ため池をつくったりすることなど、たくさんの人が協同してやらなければならないからでした。そこで、農業をする人たちは、部落をつくって協同生活をするようになりました。日本の農村は、このような水田耕作を中心として協同の生活をする人々によって、営まれ発展してきました。したがって、農村の人たちの生活は、こうした土地とのむすびつきを離れては考えられません。また、わが国は、産業の上から考えてみると、最近まで、こうした農業を中心として発展してきました。

このように考えてみると、農地をだれがどのような形で持っていてこれを利用していかかという農地制度の問題は、農業に従事している人の問題にどまらないうで、その村の生活なり、国の社会制度の上に重要な関係を持ってきたということが、みなさんにも気づかれたことでしょう。

Ⅲ. 農地制度はどのように社会の組織や制度と結びついているか

世界の国々の農地制度は、その国の事情によって、それぞれ違った特色を持っていますが、どの国も今の制度が昔から変わらずにずっと続いてきたのではありません。時代とともに移り変わって今のような形になっているのです。わが国でも、武士が勢力を振るって支配していた時代と現代とでは、だいぶ違っています。しかし農地制度は、その時代の社会の組織や制度と非常に密接に結びついて、それぞれの時代の特色を持ってきました。これから武士が勢力を占めていた江戸時代の農地制度について、調べてみましょう。

江戸時代は、徳川幕府が日本の政治の実際の権力を握っていて、幕府によって各地に配置された大名が人民を支配していた一般に封建時代といわれる時代でした。当時の世の中は武士・農民・職人・商人の四つの身分の区別が厳格に守られ、そのなかでも武士は他の人たちに比べて、絶對的に強い権力を持っていました。当時の領地はおおざっぱにいて、徳川幕府が直接に支配した土地と、大名が支配した土地とに分かれていました。(第12図) 領主である大名は、その領地内の土地と人民を代々支配し、領地内の人たちは、臣下として領主の命令に絶對に服従していかなければならない時代でした。大名の家来である武士は、また、土地を大名からもらって、その土地の人たちを支配していました。このように江戸時代は、上下の主従関係が土地と密接に結びついた社会の組織を持っていた時代です。農民が耕作していた土地は、実際には農民が持っていた土地といってもよいようなものでし



第12図 江戸時代大名配置図-1614(慶長19)年-

たが、形式上はどこまでも領主が領地として持っていた土地で、農民はその土地を売買したり、子どもが大きくなって分家するために分けてやったり、自分の好きな作物を作ることは、一般に「おきて」で禁じられていました。領主は税を取りたてるものとして、実際の上では農民が所有して耕作していた土地を領地として持っていたのです。

江戸時代はそれまでよりもいっそう米をもとにして、国の経済を考えていた時代で、米を尊ぶ思想は非常なものでした。大名の領地の大きさを表すにも、その家来の給料を表すにも、農民が租税を納める額も、たいてい米の額をもってきめるのが普通でした。もともと当時はすでに貨幣が用いられていましたから、このことは、一般に物の売買は、みんな米で行われていたという意味ではありません。しかし当時、どのように米が国の経済のもとなっていたかをよく表わしています。現在もいなかで、人を雇うのに1日米何升という計算をするところがありますが、これは当時のなごりといつてよいでしょう。

こんなにたいせつな米を作るのは農業ですから、「農業は国の本」であるといつて尊ばれ、当時の学者のなかには、農業を盛んにして商工業をおさえることが、政治をするのにたいせつなことだと考えているものもありました。したがって領主である大名にとっては、農民はその領地の経済をまかなう米を作るものとして、いちばんたいせつに考えられました。こうした理由から、社会の身分の区別がきびしく保たれていたこの時代には、農民は形式上は武士について、商業や工業を営む町人より上の身分にあると考えられていました。しかし、実際は、大名が農民をたいせつなものと考えたのは、決して農民を人間として尊び、その生活がよくなるように骨をおろうと考えたものではありません。「なんぎにならない程度にして、気まますさせない」ということが、大名が農民を治めていく上の一貫した根本方針でした。

農民は、その耕作する土地に一生しづりつけられ、ほかの職業に変わることも、また、他の地方にかつてに移住することも許されていませんでした。当時の農民は今と違ってほとんど自給自足の生活をしていました。衣服でも食物でも、住宅や農具などの材料でも、たいがい自分で作ったり補ったりして、商人から買うようなことは、今と違って、きわめてまれな生活をしていました。都会の生活ぶりをまねることは禁じられていて、ごく質素に暮らしていかなければなりません。江戸時代の「おきて」や「おふれ書」には、「百姓は分別もない愚かなものだから」というまえがきではじめられたものがたくさん見つけられます。農民は土地を耕すことだけを知っておればよいとされて、それ以上を知ることは、なかなか困難なことでした。領主や身分の高い人たちが、農民に対して人間らしい扱いをしなかった場合にも、農民はじつとがまんして、仕事に励んでいかなければなりません。でした。

農民の耕作する土地にかかってくる税は、年貢といわれ、一般に米で納めることになっていました。「四公六民」とか「五公五民」とかいうことばがありますが、これは農民が、耕作している土地にかかってくる税として、その収穫した作物の4割から5割を領主に納め、あとの6割から5割の作物は、自分のものとして残すことができるという制度を意味しています。しかし、実際には、こうした税をとりたてる割合は、大名の領地により、また土地が良いか悪いかによって違って、3割ぐらいから高いものでは8割ぐらいまで及んでいました。

大名が毎年土地から税をどのくらい取りたてるかをきめる方法には、まず、その年の作物のできぐあいを調べた上できめる方法がありました。(第13図) このほかに、一定の期間、豊作や凶作にかかわらず、毎年一定の(定額、定率)税をおさめる方法もありました。

江戸時代の初めに、ある大名が言ったといわれている、「百姓たち



第13図 坪 刈

江戸時代には、役人が村に出張して、適当な田を数箇所選び、その田の1坪の面積の隅を刈り取って収穫を検査して、全収得高を見積り、租税の額を定める方法が行われました。これを坪刈といいます。この図は坪刈のため村に出張してきた役人が、村人をさしずして、刈り取りを行う田の面積をはかっている光景を示しています。1坪の面積は「たたみ」が2枚しける広さで1歩ともいいます。日本では土地の面積を30坪が1畝、10畝が1反、10反が1町として表わす方法が今も広く行われています。(1ヘクタール=1,0000平方歩)

は死なぬよう生きぬよう」ということばが示しているように、領主たちは、耕作する農民がたえられる程度で、できるだけ多くの税を取りたてようとしていました。

農民たちは、このように領主に税を納めるほかに、領主の命する労役にも服さなければなら

ませんでした。当時の大名たちのなかには、農民というものは、ごまの油と同じようなもので、しばしばしぼるだけ出てくるものだと考えているものも多かったです。

このように、農民は社会的にも経済的にも向上することをおさえつけられていて、その生活は恵まれない不幸なありさまでした。農地の売買は一般に禁じられていましたが、農民は生活が苦しいために、やむなく内密に土地を質に入れたり売ったりして、土地を多く持って暮らしの豊かな人たちの小作人にかわってしまったものが多くてきました。当時は二男三男が分家するために、土地を分けてやることは禁じられていたのが普通でした。けれども、富んでいる人たちは、だんだん田地を買いこんで、分家もさせ、大きいやしきをつくってよい暮らしをしました。一方、貧しいものはその田地や家屋敷を売り払って、ますます貧乏になりました。そこで、土地はお金がたくさんある人の

手に集められるようになり、貧富の隔りがはなはだしくなってきました。

貧しい農民たちは、このようなありさまでは、とても子どもを養っていくことはできませんでした。また、大きな流行病が起きたときなどは、飢え死するものや、手当もろくろくできずに死んでいくものたくさんできました。農民のなかには、禁じられているにもかかわらず、土地を捨てて都会に逃げるものも多く、そのために田畑は耕作されずに荒れはててしまうような結果も起りました。このようなありさまでしたから、農村の人口がだんだん減りはじめました。

ことに、江戸時代の後半期になってからは、農民の生活状態はいつも悪くなり「一揆」(暴動)がしばしば各地で起りました。一揆というのは、領主や役人があまり重い税を取りたてたり、凶作やきさんの時に適当でないやり方をしたために、農民たちがその不平や不満を爆発させて、おおぜい集まって団体を組み、城下におしよせて領主に訴えたり、また、他の地方に逃げたりすることをいうのです。こうした一揆が起ると、たいがいその主謀者はひどい罪で罰せられましたけれども、農民の要求はいれられ、一時的であるとしても、その生活状態は少しは向上されたこともありました。

江戸時代では、村というのは耕作する農民が寄り集まった団体で、領主にとっては、税を取りたてたり労役を命じたりする最底の単位でもありました。

村では財産があり家がらのよい人が選ばれて、「庄屋(あるいは名主)」という村役人になりました。これは今の村長に相当するものですが、そのおもな仕事は、村にかかってくる税を村民に割り当てたり、村民が税を納めるようにせきたてることでした。また用水路の管理とか治水工事には、村民に対して、その費用や労役の割当をすることも、その仕事の一つでした。

当時村には、隣り合った軒の家の人たちによってつくられた自治組織として「五人組制度」がありました。村人たちはこの制度のもとに、防犯・防火など公私ともに助け合って、共同生活の実をあげようとししました。租税の納入ももちろん共同で責任を持っていたのです。幕府や大名はこの制度をとおして、武士中心の社会の秩序と平和をはかり、どこまでもこの組織を自分たちの勢力が維持できるように利用していきました。

村には、自分の土地を耕作する自作農が多かったのですが、このほかに、庄屋のように財産があり、広い面積の土地を持っている地主がいました。このような地主は、土地を自分で耕作することができませんので、奉公人を使ったり、小作人に土地を貸したり、またこの小作人を使ったりして農業を営んでいきました。地主のなかには、大名の許しを得て、新しく土地を開墾して、その土地を小作させた金持の商人や、村に住んでいる武士などもいました。こうした地主と小作人や奉公人などの身分的な関係は、たいへんきびしいものでした。そして、小作人は、毎日毎日苦勞して働いても、恵まれないあわれな状態にあつて、それは、自作の農民たちよりももっとひどい状態でした。江戸時代の後半期ごろから、こうした小作人の地主に対する不平は、小作争議となって、ときどき爆発しました。

大名や社会の上層の人たちは、農業は国の本であるといつて、農業本位にすべてを考えましたけれども、決して農民本位に考えて、農民をたいせつにしたのではなかったのです。農民は一生、また、その子どもも孫も、何代と続いて、土地にしばりつけられて、米を作る道具のように考えられました。農民が経済的にも社会的にも血上していく道はまったくふさがれていて、農民は一般に無知のままだに、こうしたあわれな生活に甘んじなければならない状態にありました。村の農民のなかでも、読み書きのできる人は、庄屋だとか組頭とかいう村役

人となっている一部の人たちに限られていました。そして、農村でも、こうした農民間における身分的な区別はきびしいものでした。

みなさんは、この例によって、農地制度がどのようにその時代の社会の組織や制度と結びついているか、また日本の農業なり、農村の生活なり、農民の生活を考えていく上には、農地制度の問題がたいへん重要な問題であることがわかったと思います。

Ⅳ. 農地改革とはどんなことをいうのか

農地改革とは、これまでの農地制度を改めて、新しい農地制度に変えることをいいます。つまり、農地の持主とか、その持ち方などのような、農地と人との関係を変えることをいうのです。

みなさんは、多少ともすでに知っていることと思いますが、わが国では、ごく最近この農地改革が断行されました。国ではこれについての法律をつくり、ばく大な費用を使って、全国の小作地約 260 万町歩のうち、その 9 割約 220 万町歩を買い上げることになり、1946（昭和 21）年の末から 1950（昭和 25）年 7 月末までの約 3 年半の間にその買い上げ予定地の 88 % の小作地を地主から買い上げて、小作をしている人たちに安い値段で分けてやり、自作農にしました。また、小作料などの小作条件を今までよりは、比べものにならないほどに、小作をしている人たちに有利な制度に改めました。

農地制度が社会の組織や制度とまた、農民の生活と深い結びつきがあることについては、みなさんはすでに第 3 節で学んだのですから、こんどの農地制度が改められたことは、村々の生活にも、社会にとっても大きな変化がもたらされたということがたやすく想像できるでしょう。

わが国では、このように大きな農地改革は、歴史上わずかに数回しかありませんでした。一番新しいのは、今から 80 年ぐら^{まいじ}い前の明治維新のときで、古くは 1,300 年ぐら^{いしん}い前の大化改新のときでした。で

は、このような農地改革が行われたのはど^いんな時代で、農地改革は社会の変化とどのようなつながりを持っているのでしょうか。明治維新の農地改革の例をとって考えてみましょう。

（明治維新と農地改革） もともと江戸時代の封建制度は、幕府にとってその政治がいつまでも続くようにと考えて定めたものでしたから、武士以外の人々がそのためにどんなに苦しもうとも、幕府はこれを根本的に改めようとしなかったのは当然でした。しかし、都市にも農村にも貨幣が流通し、商業が盛んになると、商人の力はしだいに強くなり、武士の生活もぜいたくになって、ついには、今まで自分たちより低い身分にあると軽べつしていた商人に、金を借りるために顔を下げようともなりました。農民もまた同じようでした。ですから、士農工商という封建制度の基本的な身分制度も、自然とくずれ出てきたのです。江戸時代の末ごろになると、手工業は簡単に家庭内で行われていたものから、小規模ながらも工場で行われるものもしだいにできてきて、それまでの自給自足の経済のしくみはこわれていきました。それに学者のなかには、外国の進んだ知識を採り入れて、封建制度の悪いことを非難する人々もでてきました。このように時代が進むにつれ、幕府の威力はしだいに薄れていきました。ところが幕府が国を閉ざして中国やオランダなどしか変わっていないうちに、世界のようすはすっかり変わってしまいました。ヨーロッパの進んだ国では、封建制度のような人間の自由をしばりつけようとする考えから抜け出して、個人はみんな自由で、人間として平等に尊重されなければならないという精神のもとに社会生活を営んでいました。工業は大規模な組織となって大量に生産されるようになり、そのためには広く外国と交わりを結び、自国の生産品を売りさばく市場をさがしていました。

1853 年アメリカ合衆国のペリーが浦賀に現われたとき、人々は黒船が来たといって大騒ぎしましたが、これは決して偶然ではなく、来る

べきものが来たのでした。幕府はこれを追い返そうとしましたが、もはやその力もくふうありません。やむなく港を開くことを許しました。これを境として、アメリカ合衆国やヨーロッパのおもな国々は相ついで日本と条約を結びました。国々との交わりが開かれ、自由な通商が始まると、それまでのような古い制度にしばられている日本は、どういそのままではたちいかぬことがはっきりしました。社会はますます混乱しました。これを救うためには封建制度を根本から改め、幕府政治を廃し、欧米の国々の進んだ文化を大いにとりいれて、これと同じような社会のしくみにすること以外に道はないと考える人々がでてきました。このような考えのもとに、指導されなしとげられた、日本の歴史上非常に大きな改革が明治維新です。

1869（明治2）年、幕府や大名はその領地の土地と人民を朝廷にかえて、1871（明治4）年、今までの政治上の区分であった藩が廃止されて府県が置かれ、新しい政府から命じられた知事が大名に代わって、その地方の政治の仕事をするようになりました。これまで、武士が勢力を占めてわがまま顔にばっていた社会の制度から、武士も刀を捨てて、少なくとも法律の上では、みんな自由で平等な制度の社会となりました。人々はちょんまげ髪を切って洋服をも着るようになりました。それまでの社会の古いしきたりや風俗制度で、新しい世の中の進歩に合わなくなった多くのものは捨てられました。（第14図）工業もそれまでの小規模な手工業と違って、機械を使って大規模に工場で経営していくものがしだいに現われてきました。

このように明治維新は、政治・社会・経済上のいろんなしくみが根本的に変わった新しい近代的な日本のかどででした。

世の中がこのように大きな変化をしましたから、江戸時代から続いていた農地制度も、やはり新しい時代に適するように改められたことは当然なことです。明治維新の改革によって少なくとも法律制度の上

では社会上の身分的区別はなくなり、四民平等の世の中となりましたから、長い間土地にしばられていた農民は、このようなあわれな状態から解放され、どこへ行って暮らそうと、どんな職業に移ろうと、本人の自由になりました。

^{はいはんちけん} 廃藩置県によって、幕府や大名は長い間領有していた土地から離れて、年貢を取りたてる権利を新政府に譲り渡すことになりましたから、土地制度について支配する権利が、幕府や大名から明治新政府の手に移りました。農民は法律の保護によって、名実ともに土地の持主となり、その土地を売ろうが、分家



第14図 明治初期の床屋風景

のために処分しようが、その土地にどんな作物を作ろうが、家を建てようが、その土地を何に使おうが、まったく自分の自由になるようになりました。政府はこうに土地を所有することができた農民に対して、土地に対する税を金で納めるように改めました。そしてこの地租は、これまでのように土地の収穫を標準として課していたものから、土地の価格に応じて課することになり、その税率も五公五民とかいうようなものをやめて、全国一律に地価の3%と定められました。1873（明治6）年の「地租改正」は、すなわちこのような土地制度の改革の実際に現われたものです。この地租改正によって、農民が土地を所有する権利ははっきりとしてきました。

政府は、今までの小作人に、なるべくその小作地を所有する権利を認めて自作農にしたり、奉公人もできるだけ小作人にするように努め

ました。江戸時代の科に際し、農民のなかにも庄屋とか組頭とかいろいろの身分的な区別がはっきりして、こうした人たちの関係には、きびしいしきたりが守られていました。そうした差別的なしきたりは、法律や制度の上では認められなくなりました。さらに農家などでは、本家を非常にたいせつにし、分家はまったく本家に従属したように軽く扱われていた家族制度も、そのような厳格な区別は少しは薄らいできました。そして、そのうち 1888 (明治 21) 年、市町村制がしかれるようになり、村は昔の庄屋や名主が支配していた状態から、新しく村長が村の政治のいろいろの仕事をしていくような状態に変わっていききました。

明治維新の農地改革は、江戸時代の封建社会から、明治時代の新しい近代的な社会に移り変わるときに行われました。大化改新は、大陸の文化を採り入れ、それまでのいろいろの制度を改めて、古代の日本の国の基がはっきりと打ち立てられた改革です。このときにも農地改革が行われました。どのように行われたか、みなさんで研究してください。日本の農地改革は、いずれも社会に大きな変化があるときに行われ、その時代の社会のいろいろの改革とも結びついて同時に行われました。農地改革は、社会が大きな変化をするときに、古い時代おくれの農地制度を、新しい社会に適するように変えるために行われるということは、みなさんが、外国の例をさらに研究すると、いつそう明らかになってくるでしょう。

しかしながら、明治維新の農地改革が行われたにもかかわらず、農民の地位は、実際には、江戸時代と比べて、社会的にも経済的にもあまり向上しませんでした。(詳しくは IV 節を見よ) そして明治時代の農地制度は、大正・昭和と近代の日本が発展していくに従って、新しい社会の要求や進歩に適しないということが、ますますはっきりしてきました。こんどの昭和の農地改革の持つ大きな意義は、明治時代から続

いてきた農地制度を改めて新しい時代に適した制度に変えようとしたものです。

この改革は、みなさんがよく聞いて知っている日本の民主化という問題や、この本の初めに書いている、日本の農業の発達という問題と密接に関係して行われたものでした。そして昭和の農地改革は、形の上では、ひとまずほとんど終りを上げましたが、実際は、これからの努力に待たなければ、その目的は完全に達成されない実情にあります。この農地改革によって、日本の農家の人たちは幸福になり、明かるいよい村の生活が建設され、日本の民主化という点からも、日本の農業の発展という点から見ても、ますますよい結果をもたらすように、政府も国民も非常な努力を続けているところです。

では、昭和の農地改革は、日本の民主化とか日本の農業の発達という点から考えて、なぜ行われなければならなかったのでしょうか。原因は遠くこの明治時代の農地改革、さらにさかのぼれば、江戸時代の農地制度にあるということが出来ます。また、こんどの農地改革は、どのように行われてきたのでしょうか。農村にこの農地改革をほんどうに成功させるためには、どんな問題を解決して、どのような方向に進まなければならないのでしょうか。このようなことについて、みなさんといっしょに考えていきたいと思います。

みなさんは、きっとこれまでに、農地制度が、農業や農民の生活や村の生活にとってたいせつな関係を持っているだけではなく、さらに、農業以外の産業や社会の組織や制度とも密接な関係を持っていること、また、農地改革が行われるときは、社会の大きな改革が行われるときだということに気づいたことでしょう。

このように考えてくると、今度の農地改革という問題は、農業や農民たちの問題だけではなく、広く農業以外の全産業にも都会の生活にも、つながりを持っている国の問題であり、国民がひとしく関心を持

なければならぬ問題であることにも気がつくはずだ。

ですから農地改革という問題は、いなかに住んで、今度の農地改革について、身近に聞いたり経験したりしている人はもちろんのこと、都会に住んでいて、これまであまり関心を持っていなかった人も、また、将来農業で身を立てる人も、他の職業で身を立てる人も、ひとしく関心を持たなければならぬ問題です。

学 習 事 項

1. 次の事からについて調べたり考えたりしなさい。

(イ) 世界で米を常食としている国はどこですか。

(ロ) わが国は戦前において、食料はどれくらい自給できていましたか。そして、足りない部分は、どんな地方から輸入していましたか。

(ハ) 現在のわが国の食料の自給状況はどのようになっていますか。足りない部分はどのようにして補っていますか。

(ニ) みなさんの住んでいる市町村や都道府県の、食料の生産状況はどのようになっていますか。食料はその地方で自給できますか。また不足していますか。これはどうした理由によるのですか。食料が豊富に生産されているならば、余った食料はおもにどの地方に送られていますか。食料が不足して自給できない地方では、おもにどの地方から移入していますか。

(ホ) みなさんの住んでいる地方や、日本の食料問題を解決する方法には、どんなことが考えられますか。学級で討議しなさい。

2. 日本の土地利用図によって、わが国では水田・畑・山林・原野などがどんな分布をしているかを調べなさい。また、日本の農業にはどんな特色があるかを考えなさい。一般に、わが国の農業は、漁業と密接に結びつき、西洋の農業は牧畜と密接に結びついているといわれているのは、どういうわけですか。

3. 次の術語の意味を理解すること。

自作地、小作地、小作料、自作農、小作農、自小作農、地主、在村地主、不在地主、耕作地主、不耕作地主、アジア季節風帯、連作、集約的農業、粗放的農業、農地制度、農地改革、年貢、地租、封建時代、一揆。

4. 大化改新や明治維新は、わが国の歴史の上でも、社会に大きな変化があった時代ですが、変化した大きな点はどんなことでしたか。歴史の本を読んで、調べた結果を箇条書きに列挙しなさい。

5. 江戸時代は封建時代といって、身分の区別がきびしい時代でした。身分の区別は、社会の制度として、どのように維持されてきたのでしょうか。この制度は一般の人たちをどんな不幸な状態にしましたか。もし、このような制度が、現在でも残っていたとしたら、どうでしょうか。学級で討議しなさい。

6. 江戸時代の農地制度の特色をあげる。また、どのような点で農民は不幸であったかを調べて、文章を書き、学級で発表しなさい。

7. 大化改新では、土地国有の土地制度に改められました。それまでの土地制度は、どのようになっていますか。これは唐といわれていた当時の中国の土地制度にならったものですが、それは、どのような制度でしたか。そして、どういう理由でこのような制度に改めましたか。この制度はまもなく失敗しましたが、その理由はどのようにしてでしょうか。歴史の本を読んで調べなさい。

第2章 昭和の農地改革はなぜ行われたか

V. 昭和の農地改革前には農地の所有関係はどのようになっていたか

第1章で、日本の農業について、どのように地耕が利用されているかとか、どのような経営のしかたをしているかということについて簡単に考察しました。さらに、農地制度すなわち土地が農業をする人たちに、どんなふう^にに所有されてきたかということをあわせ考えてみると、いっそう日本の農業の特色がはっきりしてきます。

農地改革直前の農地は、どのように農業をする人たちによって所有され利用されていたのでしょうか。ここでは、農林省で調べた、おもに1946(昭和21)年の統計資料に基づいて、その「耕地所有面積広狭別戸数および面積表」¹⁾、「経営規模別農家戸数および耕地面積表」²⁾、「自作・小作別耕地面積表」³⁾、「自作・小作・小作別農家戸数表」⁴⁾から、この問題について考えてみましょう。

(耕地所有面積広狭別戸数および面積) まず第2表を見てください。

所有耕地面積 広狭別区分	百 分 比 (%)	
	所有戸数	所有耕地面積
5反未満	49.6	15.5
5反～1町	25.3	16.6
1町～3町	17.6	28.8
3町～5町	4.3	14.1
5町～10町	2.2	12.3
10町～50町	0.9	12.5
50町以上	0.1	4.7
計	100.0 (5,146千戸)	100.0 (5,969千町)

第2表 耕地所有面積広狭別戸数および面積表

¹⁾ 農林省、耕地所有面積広狭別戸数および面積調査、1946(昭和21)年による。この調査は、この年度の調査にだけしかなく、しかもこの年度の統計調査の結果は全国合計の結果だけしか公表されなかった。

この年には、5反未満の耕地の持主が全体の半数近くを占め、これに1町歩未満のものを加えると全体の約4分の3にもなっていました。ところが、これらの人々が持っていた耕地をみると、全体の耕地のわずか3割で、あとの4分の1の人が残りの7割の耕地を持っていたのです。10町歩以上の耕地を持っていた人は全体のわずか100分の1に過ぎないのに、その持っていた

耕地は全体の耕地の2割近くにもなっていました。北海道では、一般にその他の地方と比べものにならないほど、耕地の持主の所有面積は大きく、1939(昭和14)年の農林省の調査によると、10町歩以上の耕地の持主は、全国の45%が北海道に集まっていた。この北海道で広く土地を持っていた人は、水田よりはむしろ畑を多く持っていた人でした。北海道は都府県地方と比べて、新開地で、同一面積の耕地でもその生産力はずっと低いので、広い面積の土地を必要とするのです。

当時、3町歩以上、ことに10町歩以上の耕地の持主は、都府県地方では大地主といわれたもので、なかには、その土地のある村に住まないで、遠く離れた都会に住んでいる不在地主も多くいました。

一般に西南日本よりも東北日本の地方には、大地主が多く存在していました。

これは、じょうだん話ではないほんとうにあったことですが、東北地方には、1人で1,000町歩近くの土地を持っていた人もあったり、また、土地をたくさん持っているために、駅からかなり離れた自分の家まで、他人の土地を踏まないで帰ることができたというような人もありました。

この表によって、農地改革前の農地は、一部の少数の人にかたよって所有されていて、大部分の人たちは、5反歩未満ないし1町歩未満の狭い農地を持っていたことがわかるでしょう。

(経営規模別農家戸数および耕地面積) 次に第3表をみましょう。これは農家が実際に農業をしていた土地の面積の大きさを区分して示したものです。北海道以外の地方では、5反歩以下の耕地を経営している農家が全体の40%もありました。また、1町歩以下が全体の70%、さらに2町歩以下は全体の96%で、農家の大部分が2町歩以下の面積しか耕作していなかったことがわかります。

経営耕地面積 広 狭 別	戸 数 (%)			面 積 (%)		
	都府県地区	北海道	全 国	都府県地区	北海道	全 国
5 反 未 満	39.7	27.8	39.3	14.1	2.0	9.5
5 反 ~ 1 町	32.3	8.2	31.3	30.6	1.8	21.2
1 町 ~ 2 町	24.0	11.4	23.4	41.7	5.2	35.7
2 町 ~ 3 町	3.4	11.2	3.7	10.2	8.7	13.9
3 町 ~ 5 町	0.6	19.7	1.4	2.7	24.0	7.7
5 町 ~ 10 町	(1) 0.0	16.2	0.7	0.2	34.5	6.2
10 町 以 上	(2) 0.0	5.5	0.2	(3) 0.0	23.6	5.8
計	100.0 (5,472千戸)	100.0 (226千戸)	100.0 (5,698千戸)	100.0 (4,264千町)	100.0 (72.2千町)	100.0 (4,986千町)

(1) 1,071 戸 (2) 109 戸 (3) 1,073 町

第3表 経営規模別農家戸数および耕地面積表

農林省、農家人口調査、昭和21.4.26による。

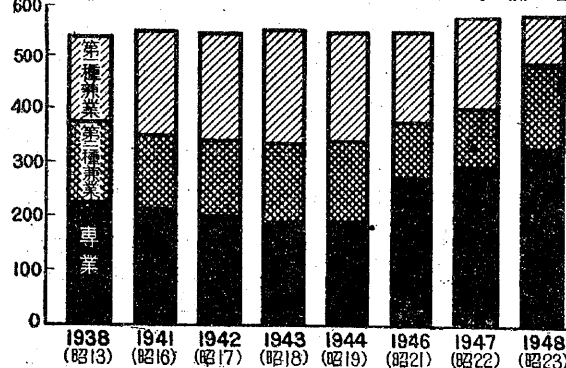
北海道では、これと反対に、2町歩以上の耕地を経営しているものが全体の52%強に及んでいました。これは、北海道はその他の地方と違って、自然的条件に恵まれないので、土地の生産力は低く、また、農場経営なども多いことなどによって、このような結果になっていたのです。

北海道以外の地方でも、たとえば東北地方と近畿地方の経営のしかたは違っていました。東北型は近畿地方に比べて、土地の生産力も低いので、経営面積も大きく、農業技術も古く、家族以外の手を多く雇って農業をするやり方でした。これに比べて、近畿型は、生産力は東北地方より高く、家族以外の手をあまり使わないで、肥料などの資本を土地に多くつぎこみ、比較的小さい面積から多くの収穫をあげようとするやり方でした。したがって、東北地方では、土地をあまり持たないで人に雇われて農業をする人たちが、これまでに多かったことがわかるでしょう。

前に述べたように、一般に、日本の農家は耕作している土地が狭いので、土地に多くの労力を加えて、土地の生産力をできるだけ多く利

用する集約的農業を営んでいます。(6ページを見よ) それでもまだ、その耕作する土地からの収入は限られていて、生活していけないものが少なくありません。それでなにか副業をしたり、出かせぎに行って生活のたしにしなければなりません。さらに、兼業農家ということばがあります。これは、農業のほかに、林業に従事したり、漁業に従事したり、商業をしたり、運送業をしたり、大工や左官などの仕事をして、生活をしている人のことをいうのです。日本の農家は、このような兼

業農家が多いという特色を持っています。(第15図)



第15図 専業・兼業別農家戸数—農林省調査資料による—

専業・兼業の区別は農林省の統計調査では、世帯員のなかに農業以外の仕事に従事するものがあるかどうかによってきめています。専業農家は、世帯員のなかに、農業以外の仕事に従事するものがまったくいない農家で、兼業農家は農業以外の仕事に従事するものが、世帯員のなかにいる農家をいいます。第一種兼業農家というのは、農業を主として他の仕事を従事している農家をいい、第二種兼業農家は、農業に従事し他の仕事を主としている農家をいいます。

(自作・小作別耕地面積) 第4表を見ますと、わが国の耕地総面積のなかで、田が57%、畑が43%を占めていました。田では、自作地と小作地がほぼ同じ面積で、畑では、畑の全面積の約3分の1あまりが小作地になっていました。全国で自作地が56%、小作地が44%という割合になっていましたから、耕地の半分近くは小作地だったわけです。

そこで、わが国では、こんどの農地改革前には、自作地と小作地と

このように経営する耕地がきわめて小さく、生活も豊かでない農家のことを、一般に「零細の農」といっています。零細農が多いことも、日本の農業の特色の一つです。

がだいたい半々になっていたということがわかるでしょう。

区 分	百 分 比 (%)						百 分 比 (%)		
	自 田	作 畑	地 計	小 田	作 畑	地 計	自 田	作 畑	地 計
都府県地区	31.6	23.6	55.2	31.9	12.9	44.8	68.4	36.6	100.0
北海道	11.1	49.6	60.7	10.4	23.9	39.3	21.5	78.5	100.0
全 国	28.6	27.4	56.0	28.8	15.2	44.0	57.4	42.6	100.0
	(1,426)	(1,366)	(2,792)	(1,434)	(700)	(2,194)	(2,860)	(2,126)	(4,986)

第4表 自作・小作別耕地面積
農林省、農家人口調査 昭和21.4.16による。

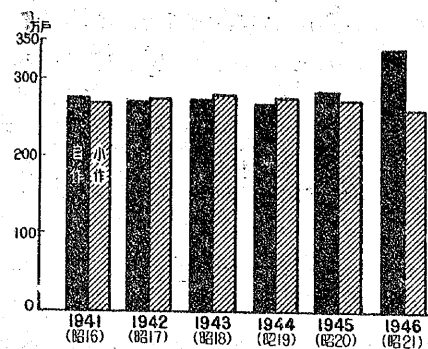
(自作・小作別農家戸数) さいごに第5表を見ましょう。この表によると、自小作農がいちばん多かったのですが、だいたいにおいて、自作農と小作農とは同じくらいになっていました。また、一部小作しているものと、小作だけのものを合わせてみると、全体の67%になり、これらの人たちは、多かれ少なかれ小作をしていました。また、

農 家 戸 数 (6,698千戸)	自 作			自 小 作			小 作 (耕作地 の10% 未満を所 有するも のや小作 地ののみ 耕作する もの)	土地を耕作 しない農家 (家畜・家禽 養蜂・家蚕 などの飼養、 温室・温床 の経営をす るもので、 土地を耕作 しないもの)
	地主兼自作 (自己所有 の耕地を1 町歩以上貸 しつけるこ とにもみず からも農業 を営むもの)	自 作 (耕作地 の90%以 上を所有 するもの)	計	自作兼小作 (耕作地の 50%以上 90%未満を 所有するも の)	小作兼 自 作 (耕作地 の10%以 上50%未 満を所有 するもの)	計		
100 %	3.8	29.0	32.8	19.8	18.6	38.4	28.7	0.1

第5表 自作・自小作・小作別農家戸数
農林省、農家人口調査 昭和21.4.26による。

このなかで小作を主とするものだけでも47%になっていました。それで、わが国の農家の約半数は農地改革前までは小作農だったと考えてよいでしょう。(第16図)

ここでみなさんは、昭和の農地改革直前の農地の所有関係が、どのようになっていたかということについて、はっきりわかったことでし



第16図 自作・小作別農家数

農林省調査資料による。総農家戸数より、「貸付耕地(町歩以上の土地を所有する農家数)および「土地を耕作しない農家数」を除いたものを、自作・小作別農家数に分類したもの。

の農地改革がどうしても行われなければならなかった理由は、どんな点にあったでしょうか。これらのことについて、順序に従って考察してみましよう。

Ⅵ. 明治の農地制度はどのような特色を持って発展してきたか

(明治時代の農地制度の特色) 明治維新の改革で中心となって働いた人たちは、やはりもとの武士とか、地主出身の人たちだったのですから、改革されたいろいろの制度も、このような昔から勢力を持っていた人たちに、多少とも都合のよいように改められました。また、こうした改革にたずさわった人たちは、急に社会の制度を改めることによって、かえって摩擦を起し、改革の仕事がうまくいなくなることをさけました。

したがって、社会が大きな変化をしたといわれるにもかかわらず、江戸時代の制度やしきたりでなごりをとどめたのも多くありました。そののちも、こうした地主とか家がらのよい人とか、財産のある人たちが、ずっと政治上にも勢力を持ち続けましたから、農地制度は、明

治維新の改革後は、ずっと地主本位の農地制度であったこと、江戸時代の農地制度が強く残ったという二つの特色を持って発展していきました。

江戸時代では、領主は農民が土地を売買することを禁じて、農民を土地にしばりつけ、他の地方に移ることを防ぎ、土地の生産力を減らさないように努めました。明治の時代になって、土地の売買は自由になりましたから、金を持っている少数の人たちの手にたやすく土地が集まっていくようになりました。江戸時代では、農地の売買は一般に、表面上は禁じられていたといっても、新たに開墾された土地や、農地でない町人の土地は、わりあいと売買が自由であり、質流れという形などで土地をゆすりわたすことはあまり取り締りませんでした。しかし、農民が耕作する土地が少なくなり、貧農になっていかないうに、つとめて土地が少数の人たちの手に集まっていくことを防ぐ方針でした。しかし明治の時代になってから、このように土地が、少数の人の手に集まることを防ぐ制度はまったくなくなりました。

江戸時代には、都市の商工業者が土地を所有することを一般に禁じていましたが、明治になってから、このようなことはなくなりましたから、土地は農村における持主の手から、金を持っている都会の商工業者の手に移る傾向が強くなりました。

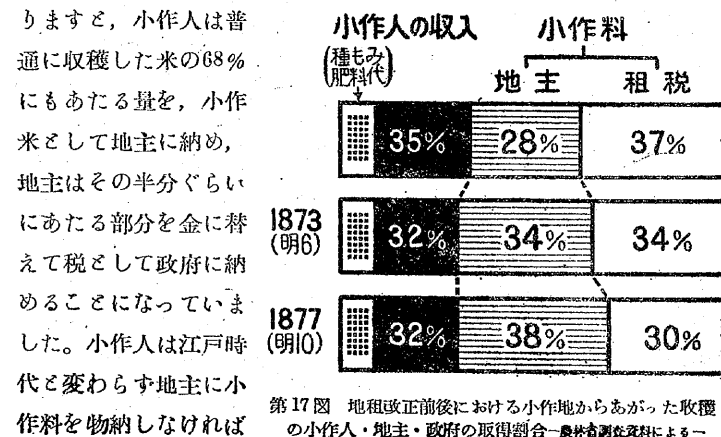
江戸時代には、分家のため土地を細かく分けることは、表面上禁じられていましたが、実際は、二男三男の分家のため、土地を分けるものが多くなってきていました。明治の時代になり、こうした制度もなくなり、農地はいつそう小さく分けられていく傾向が強くなりました。

江戸時代では、小作人が領主へ租税として納める年貢や、地主への小作料を納める方法には、小作人が年貢も小作料もいっしょに地主のもとに持って行き、そのなかから地主が年貢を領主に納める方法がいちばん広く行われていました。しかし、小作人が領主と地主に、それ

ぞれ年貢や小作料を直接に納める方法や、特定の役人の手を通じて納める方法もありました。

そして、小作人が領主に納める租税と地主に納める小作料の割合は、はっきりわかっていませんが、ある学者の研究によると江戸時代の後期には、全国的に見て、小作人は一般に領主へ4割弱、地主へ3割弱納めて、3割強を自分で取るようになっていました。

明治の新政府は、おくれて出発した日本を、一日でも早く世界の国と肩を並べるように進ませるために、無理をして産業をおこし、国を富ませて、軍備を強くしようしました。このためにばく大な金が必要なことはいまでもありません。しかしこれを商工業者の富の力にたよることは無理でしたので、けっきょく政府はその財源を、わりあい定まった収入で、しかも確実に手にいれることができる地租の収入にたよることにしました。明治の地租改正（25ページを見よ）によって、政府は土地の持主から地価の3%の額を税として、金納させることになりましたから、小作人は税を含んだ小作料を地主に物納して、まったく税との関係から離れました。地租改正当時の政府の文書によりますと、小作人は普



ならず、その小作料の割合もほとんど昔と変わっていないありさまでした。また土地を持っている地主の税金も、非常に重いものでした。

(第17図)

新しい土地制度の改革によって、これまでの重い税から解放されることを望んでいた農民の夢は、このような政府の方針によってはずれてしまいました。そこで、地租値下げ運動が各地に相ついで起りました。政府もついに折れて、地租の税率を2.5%にしました。しかしこの値下げによって救われたのは、自分で土地を持っている人たちであって、決して小作人ではなかったことは注意しなければならないことです。こののち政府は、富国強兵の方針を進めていくのに必要な財源を得るのに、金持の地主から直接に土地の税を取りたてるのが便利のため、地主を保護し、土地制度は、どうしても地主本位のものとなりました。

このように明治時代の農地制度は、地主本位^{ぢぬしほんい}でしたから、小作人にはいろいろの不利なことが起りました。江戸時代には、大名たちは小作人を保護して、理由がないのに地主が小作地を取り上げることを禁じていました。また、小作料はだいたいきまっていた。しかし、明治になってから、こうした小作地の取り上げについて、小作人の保護もなくなり、地主は自由に小作料を引き上げることができるようになりました。このように、明治維新の農地改革によって、土地を多く持っている地主のためにいろいろなことが有利なように変わってきたことは、注意しなければならないことです。

江戸時代には、地主が小作人に、土地や家屋や山林や種子や農具を貸してやり、地主と小作人との関係は、まったくの主従関係におかれているような小作制度もありました。明治になってから、こうした地主と小作人との主従関係のごあいも薄らぎ、また、こうした小作人も地主から独立して、自作農となるものもできました。しかし、なおこ

のような古いしきたりの小作制度が広く、ことに東北地方に多く残りました。

(小作人の増加) 明治以後、だんだん小作人が多くなり、地主の勢力が強くなっていくという結果が起りました。

この小作人になってしまったのは、これまでの地主より、むしろ自作農の人たちが多かったのです。明治時代になってから、農家の人たちは、自分たちで作った作物を売って、金に替えて生活していかねばならないような世の中に変わってきました。こうした新しい世の中については、これまでの自作農の人たちはふなれであったし、知識もじゅうぶんでありませんでした。その上、政府に納める地租はきわめて高いものでしたから、なかには生活に困って、財産のある地主とか商工業者たちにその土地を売って、ついには、小作人にならなければならない人がたくさんできました。

そこで、江戸時代に新田を開発した大名たちや、村々に住んで土地を多く持っていた武士や庄屋(名主)などのように、明治維新の農地改革で地主となったもののほかに、金があつて土地を買い、地主となった農業者や商工業者もできました。一方、小作人の方は、江戸時代からの小作人のほかに、自作農から小作人になったものや、農家の二男三男で、分家して新たに小作人になったものもできました。

江戸時代の農村では、地主・自作農・小作農がどのくらいの割合になっていたかは、はっきりとした数字はわかりませんが、だいたい自作農がいちばん多く、その次は小作農で、地主は比較的になかったようです。そののち、明治時代から自作農の数がだんだん減って、小作人がふえました。昭和の農地改革直前には、小作地が全耕地面積の約半分、小作人が全農家戸数の約半数、これに一部小作している自作農をも合わせると、全農家戸数の7割に近い数に達するようになっていました。(34ページを見よ)

昭和になってからは、政府でもいろいろの必要から、自作農や小作人を保護する法律をつくりましたが、やり方もあまり積極的でなく、また、じゅうぶんな効果があがらないうちに、今度の戦争となって中絶しました。(48~9ページを見よ)

このように、明治時代からの農地制度は、江戸時代と違って、地主本位となって発展していったことと、江戸時代のよくないしきたりが、その制度の上に残っていったことが特色で、それがいろいろの社会的な問題を起し、今度の農地改革の原因となりました。

VII. 明治以後の農地制度は産業や社会にどのような影響を及ぼしてきたか

(農業に及ぼした影響) わが国の小作料は、昭和の農地改革前までは、田の場合は全国平均米の収穫高の5割ぐらい、畑の場合は収穫高の3割ぐらいになっていました。ところが外国の例を見ますと、イギリスでは1割~1割8分ぐらい、フランスでは2割4分ぐらいで、だいたい1割~2割5分ぐらいになっています。みなさんは、わが国の小作料が、以前には非常に高いものだったということがわかるでしょう。

1935(昭和10)年の統計調査では、わが国の農地の持主は、5反歩未満のものが全体の約半数、1町歩未満のものを加えると、全体の約4分の3を占めていました。そして、このような小さい耕地を経営していく農家の人たちは、農業以外の仕事をして兼業の形をとるか、適当な副業をするか、さらにまた、もう少し土地を得て耕作するかしなければ、生活していけないことは前にも述べました。(30, 33ページを見よ) 農業をする人が多い上に、これらの人々が借りて耕作する土地が少ないので、小作地に対する競争は当然避けることはできませんでした。このように高い小作料を支払わなければならない小作地に対する権利が農家の間で高い金で売買されることもありました。国家も地主本位に

考えて、小作料の高くなることを取り締まるようなことはあまりなく、地主と小作人との自由な相談にまかせておきましたから、小作料も高くなり、高いものでは、収穫量の8割近くに達するものもありました。

こうした地主本位の小作制度は、政府が土地に対する税を安全に集めるのには、あるいは便利だったかもしれませんが、それは、小作人は小作料を払わなければ、土地を取り上げられる心配があるので、地主に高い小作料を苦勞して支払い、地主はこのなかから税を国に納めるというしかにだったからです。

このように小作農は、収穫高の約半分を、あるいはそれ以上のものを小作料として、地主に納めなければならないのですから、よい種や肥料や農機具や牛や馬など、農業をやっていくもどでを買う余裕がありませんでした。

小作人が地主から土地を借りている期間については、地方によって違った特色を持っていました。不定期限のものや長期のものは、人口が少なく割合に農村文化の発達のおくれていた東北地方に、比較的に多かったのです。西南日本のように農村の文化が割合に発達してい

	肥料費	飼料費	農具費	家畜費	小作料	諸負担	その他	計
自作農	32.4	9.9	7.6	6.9	4.7	10.9	27.6	100.0
小作農	21.0	4.7	4.6	4.7	44.6	1.5	13.9	100.0

第6表 農業経営費調査—1947(昭和17)年

自作農・小作農別農業経営費の内訳(%)を示したもので農林省調査資料による。

て、耕地面積に対する人口密度の大きい地方では、一般に小作の期

間が短いものが多かったのです。

しかし、江戸時代では、小作の契約は長い期間のものが多かったのですが、明治・大正を経て昭和の時代となってくるにしたがって、短い期間のものがだんだん多くなってきました。ことに3年~5年の短い期間のものが多くなってきました。

このように小作期間の短いことや、地主から取り上げられるかもし

れない農地に、小作人が肥料を多く入れたら、水の便をよくしたりして、土地を愛し、りっぱなものにしようと努力しなくなるのも、自然の勢といえましょう。東北地方などに見られた、収穫高を毎年、地主と小作人が一定の割合で分けあうような小作制度では、いくら小作人が汗水たらして働いても、その結果得た余分の利益を、やはり地主に分けなければならなかったのです。また、小作人は、その土地の生産力を高めるための肥料やその他の資本をつぎこむ余裕もありませんでしたから、所によっては土地もやせて、農業の生産力は上がらないということも起りました。

これは東北のある村の話ですが、小作人に同情した地主が、その小作地を小作人に開放してやりました。この農家に譲ってやった土地は、約 30 センチメートルずつ高さの違いのある段々の三つの地片からなっていました。その農家は、さっそく一家そろって雪をかきわけながら、その土地の地ならしをはじめました。小作をしている時は、ついそそんなことをしたことがないのに、あかも土地をたいせつにするものかと、この地主は自分が小作人に土地を譲り渡したことを喜んだとのことでした。

このように、自分の土地であると、その土地を愛し、改良して、農業の生産力をあげようとする気持ちになるのは当然なことでしょう。

小作料が高いと、自作している人でも、少し裕福になってくると、さらに土地をふやしたり、土地に資本をつぎこんで、自分の農業をますます大きくりっぱなものにしようとするよりは、その土地を貸して地主となり、高い小作料を取り、ふところ手をして楽な暮らしをしようという考えになってきます。このようなありさまでは、りっぱな農業の経営が生まれてこないのは当然です。

このように考えてきますと、農地改革前の農地制度の一面には、農業の進歩発達を妨げていた事がらがあつたということがよくわかるで

しょう。

（農村に及ぼした影響）小作人は、小作料が高い上に、その耕作する土地の面積も狭いので、とても豊かな生活ができるはずはありませんでした。だから朝早くから晩おそくまで働いても、生活の苦しい「水飲み百姓」の生活を続けなければなりません。自分の子どもがいくら頭がよくても上級の学校へやる余裕もなく、なかには、義務教育さえやっとのことだというのもしました。ことに、作物のできが悪かったり、家に病人が出たりすると、すぐ地主のところへ行行って、小作料をまけてもらったり、金を貸してもらったりするので、地主にはますます頭が上からなくなりました。

小作人のなかには、いつその小作地を地主に取り上げられるかもしれないようなものもありましたし、また、小作期間の短いためにその約束の時が来たらば、どうしようかと心配しなければならないものもいて、いつも不安な気持ちで生活をしなければならないものが多かったのです。だから、一般に小作人は、いつも地主のきげんをそこなわないように、びくびくしながら、暮らしがちでした。それに村の政治にたすさわっていた役員も、地主出身の人が多かったので、小作人はこのような状態では、いいたいこともいえず、すべてのことはほとんど、地主の思うとおりになり、小作人の不幸な状態は改善されない運命におかれていました。このようにして、土地を貸し借りしているという地主と小作人との関係が、小作料を納める受けるという経済的な関係以上に、身分的な区別にまで発展していったわけです。みなさんは、江戸時代の社会の身分的な区別がまだどこに残っていて、ぬぐい去られていなかったことに気づくことでしょう。

「^{はおりびやくしやう}羽織百姓」ということばが昔からありました。農業の仕事は、たとえば田の草とりでも、麦刈りでも、羽織を着ていては、とてもできません。だからこのことばは、羽織を着ていて、なにも農業の仕事を

しないで、ただぶらぶら暮らしているような人をいったのです。こうした羽織百姓だといわれた人々は、たいていは、先祖からうけついで広い土地を持っていて、その小作料で豊かな生活のできた人たちでした。ことわざにも、「働かざるものは食うべからず」ということがあります。一方では、汗水たらして働いても食べるこのできない人がいるのに、一方では、ろくに仕事もせず、豊かな生活をしている人が同じ村のなかにいるということは、決してよい感じを与えるものではありません。

小作人は、小作料の値下げとかその他のことで地主と折り合いがつかなくなると、小作争議を起しましたが、取り締まりを受けて、その希望が達せられないことが多かったのです。このような対立が村に存在するのは不愉快なことでした。

多くの青年たちは、村では力いっぱい自分の能力を伸ばすことができず、村を離れて、都会にあこがれて集まりました。その結果村には、子どもや年よりが多く残って、村の健全な発達が妨げられたり、都会の人口があまり多くなりすぎて、大問題を起したこともありました。

しかしながら、地主といえば、みんな羽織百姓だったと考えるのはまちがいです。地主のなかには、学校の先生になったり、村や県の役所で働いたり、商業に従事したり、事業を経営したりして、社会のためにつくしてきた人もたいへん多かったからです。そして、明治時代以後、こうした地主は村のためにいろいろの貢献をしてきました。

たとえば、新しい文化を農村に移植するのに貢献してきたこともその一つです。明治時代になってからの新しい世の中の進歩に遅れないためには、それだけの知識を持っていることが必要だったのですが、貧しい一般の農民は、そのような知識を持っていませんでしたし、どうてい持ち得るはすもありませんでした。地主は生活にも余裕があり、そのような機会にも恵まれていました。

こうした地主の人たちを通じて、新しい知識が農村に伝えられ、世の中の中の事情が農民に理解されてきたのでした。したがって、村の農民たちは、新しい作物の種を取り入れたり、新しい農具を使ったり農業団体をつくったりする農業のことから、村の道をつくったり、講演会を開いたり、村のことで県庁に交渉にいたりするようなことまで、この知識を持っている地主の指導を受け、力を借りることが、必要でした。

村長やその他の村のいろいろの役員になって村の政治のためにつぐすことができたものには、このような知識もあり、暮らしも余裕がある地主の人たちが多かったのです。また、地主は小作米を売った代金で税金を納めなければなりませんでしたが、不作の時などは、小作料をまけることによって、その災害を小作人と分担しましたが、国家に納める税はそのために、いっこう軽くはならなかったのです。不景気なとき、ことに第一次大戦直後、米価も非常に下がりましたから、地主ことに小地主の苦労はたいへんでした。しかし、このようなことはそう長く続きませんでしたから、高い小作料で、一般に豊かな生活をすることができました。

やがて、一般農民の知識もしだいに普及し、農民を保護する国家のいろいろの施設も整ってきましたので、地主だけが村の指導者であるという時代はもう過ぎ去ってしまいました。そして地主はいたすらに、小作料を取るだけで、農業の進歩や村の発展には役だたないものとなりました。

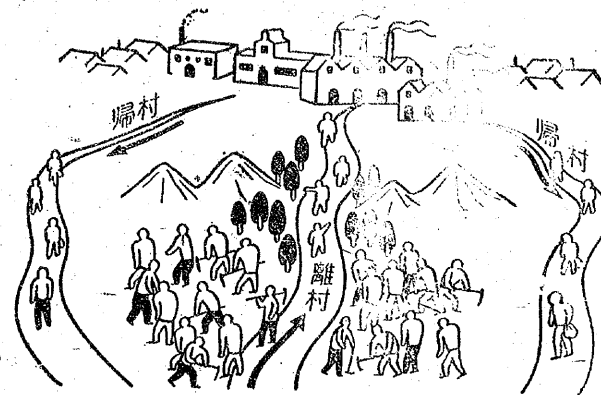
したがって、このような農地制度が続いたならば、生まれながらの恵まれない運命に甘んじて、一生を終えなければならないような、不幸な人たちを救うことはできなかったことでしょう。農地を貸している、借りているという地主と小作人との関係が、単に小作料を支払う、受け取るという、経済的なつながりだけではなくて、身分的なつながり

りを持っているような制度が農村にあったことは、まったく江戸時代の社会組織が延長されて残されていたといつてよいことだったので。また、このような状態がなお続いたならば、人々の考え方も悪くなり、それがもとになって起る社会上の不安や争いなどが、ますます増加する心配もありました。

(社会に及ぼした影響) この農地制度は、政治、したがって、すべての社会の組織や制度にも関係を持っていました。一般の国民で、一定の年齢に達した男子が、ひとしく選挙権を持つことが認められた普通選挙法が議会通过したのは、1925(大正14)年でしたが、それまでは、一定の財産のあるものでないで、選挙する権利も選挙される権利も持つことはできませんでした。(社会科教科書16「社会の政治」参照)したがって、それまでは市・町・村や府・県や国の議員や公務員などには、地主あるいは地主に味方する人たちがその職に多くつきましたから、そういう人たちによって行われる政治は、地主本位のものとなりがちでした。もともと政治は、地主にも自作農にも小作人にも、金のある人にも、貧しい人にも、地位のある人にもない人にも、国民一般の人のために公平に行われなければなりません。しかし、普通選挙法が通過したのちも、やはり政治の上では、地主が勢力を持ち続けていました。

村で生活していくことの困難な人たちは、村を離れて、都会の工場に労働者となって働きに出かけたり、軍隊に志願してはいたりしました。

そのころの工場の労働者を調べてみると、いなかの貧しい農家で育った、農村出身の人たちが多かったのです。工場で働きたいという人は非常に多かったので、工場を経営する人たちは、安い賃銀で労働者を雇うことができました。こうした工場で働く人たちは、もともと生活水準も低かったために、恵まれない工場の労働条件にも耐えるこ



第18図 離村と帰村

とができたわけです。それに、苦しい生活にもじつとがまんをして、耐えしのんでいくという、長い間の農村生活のしきたりが身にしみていたため、労働者がいっしょに団結して、自分たちの力で、労働条件を改善して生活を守るというような気風がなかったのです。このことが、工場で働く人たちの賃銀が高くならず、その生活も向上しなかった一つの原因ともなりました。また、軍隊では、服従と忍耐とあきらめの強い兵隊となりました。

農村を離れて、都会で働く人たちも、賃金が安いために、決してみんながそこで永住することはできず、出かせぎにどどまるものも多かったのです。そしてあまりにも激しい労働のため病気になる、村に帰ってくるものも多くできました。(第18図)

工場を経営する人たちは、このような労働者のぎせいにおいて、安い商品を生産し、外国の商品にうち勝つように、世界の市場に無理をして進出し、自分だけが大きな利益を収めようとしていました。こんどの戦争の直前や、戦争中に、独裁的に権力をふるった軍人や、これと結んだ上に述べたような大きな工場を経営している人たちを含んだ一部

少数の人たちは、このような農村や都市の工場において、生活の不安にさらされている人たちに対して、海外に進出することによって、広大な土地を獲得できるとか、幸福で安楽な生活のできる場所がかり得られるとかいう、よい口実のもとに、めくらめっぽうな戦争に国民をかり立てていました。しかしその戦争は国民を不幸につき落した以外に、何ものも得られないものでした。日本の国がこのような結果になったのも、その一つには、日本人全体が、民主的な政治のしかたに対する訓練が足りなかったからだといえましょう、ここに農民や農村出身の都会で働く人たちのなかには、「お上の命令」とあれば、これに盲目的に従う習慣が強くしみこんでいました。これが今日、あやまっていることはいうまでもありません。

(政府の農地制度改善への努力) イギリスやアメリカ合衆国にもたくさん的小作人がいます。しかしこれらは一般に、以前の日本の小作人のように、経済的に悪くはありません。それは小作料がそんなに高くないからです。だから、わが国でも、このような制度にしようとして努力してきた人々も多少あったのでした。たとえば、第一次世界大戦以後、小作料の値下げ運動が国内のあちこちに起ってきたのも、この一つの現われと考えてよいでしょう。

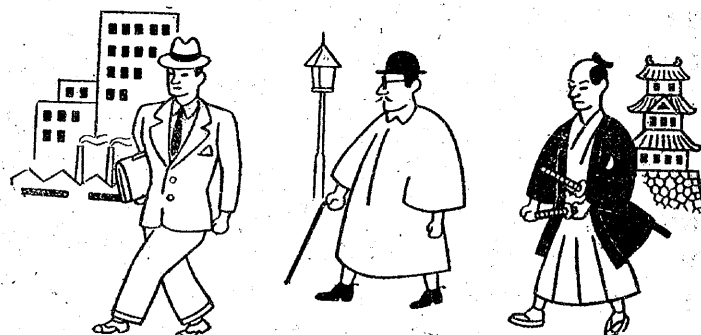
また、政府でも 1938 (昭和 13) 年に農地調整法という法律をつかって、小作地の取り上げに制限を加えだし、1939 (昭和 14) 年には小作料の統制が行われ小作料の値上げをとめるとともにその値下げも行われました。そののちさらに、1941 (昭和 16) 年には、地主が小作料でもらった米と実際に働く農業者が作った米とは、政府で買い上げるときに差をつけ、耕作する農業者の米を高く買い上げるようにしたりして、少しずつではありますが、小作農に不利な点を除く方向に向かいつつあったのでした。

自作農が国に多いことは、国としてもいろいろの点で堅実でよい

ことです。小作人に土地を与えて、自分の土地で力いっぱい働けるようにして、農業を進めさせ、また農業者の生活を豊かにさせることは、たいせつなことです。このように自作農をつくることを、「自作農の創設」といいます。わが国では 1926~1945 (昭和元~20) 年までに、面積にして 28 万町歩、約 42 万戸の自作農がつくられました。しかしながら、根本的な農地制度の改革を行わなかったために、思うように効果があがりませんでした。

Ⅷ. 昭和の農地改革はなぜ行われなければならなかったか

明治維新という大改革によって農民は身分制度から解放され、もはや土地にしばられることはなくなりました。しかしヨーロッパやアメリカ諸国の進んだ状態にまで、一足とびになることはまだできませんでした。土地制度の改革である「地租改正」も、考え方そのものは進んだものであっても、実際その内容にはまだ封建時代の残りがはいつていたのでした。明治以来の土地制度はたしかに地主本位であり、封建時代のしきたりが強くのこっていたため、働く農民は決して期待したような幸福な生活を送ることはできませんでした。(第 19 図)



第 19 図 社会の進歩

明治・大正・昭和と時代の進むにつれ、農業は発達し生産が高まっ

たことは事実です。耕地面積も、単位面積の生産高もだいたいにおいて増加しました。しかしこれを他の産業の発達と比べると比較になりません。ことに工業の発達はまだことにすばらしいものがありました。

(詳しくは、社会科教科書 4 「日本のいなかの生活」、9 「近代工業の発展と現状」を見よ)

ヨーロッパ・アメリカの諸国に比べ何十年もおくれてしまっていた日本を、ともかくも近代国家なみに引き上げるために、明治政府は全力を注ぎました。ヨーロッパで何百年もかかってなしたげた産業革命を、日本は明治の末には一応作り上げたことは、たしかに世界の人を驚かせるにじゅうぶんでした。しかしこのような事情の背後には当然大きな犠牲が伴っていたことを見のがすことはできません。前節で述べたいろいろの弊害は、みなそこから出たものでした。ここでもう一度第 V ～ VII 節までを読みなおして、明治以来の農地制度が、社会にどのような悪い影響を及ぼしてきたかということについて、整理してまとめてください。ほんどうの近代的な国家となるためには、あらゆる産業が発達し、そこで働く人々の生活が向上しなければなりません。ところが日本では、明治になってからは、工業、しかもそのなかで軍事工業に重点が置かれたため、あとの産業は多かれ少なかれ、犠牲いとなってしまいました。ことにそのなかで、農業はいちばん大きな損失を受けたのです。税金がとくに高いことも、小作料が昔とたいして変わらなかったことも、地主中心の土地制度であったことも、みなこの方針から出たといってもよいのです。地租改正から太平洋戦争までの農村の生活のすがたは、このような事情と日本の自然的条件がからまって浮き出されたものといえましょう。ですから政府が自作農創設や開墾事業を奨励しても、これを農業以外の政策とじゅうぶんの関連を持ちながら実施しなければ、決してじゅうぶんな成果をあげることができないのは当然です。

政府は国民全体、特に農村の人々の生活を高めることをしないで、軍事工業にばかり力をいれ、低い労働賃金でできた安い粗悪な製品を、外国に多量に売り出して、世界の市場をかきみだしました。その上せっかく産業が発達しても、国民全体の生活の程度が低いので、生産品を国内で売りさばくことができず、海外に市場を求めようとして、そのためには、武力を用いるようになったため、たびたび戦争をくり返すこととなりました。その結果ついに世界を相手に太平洋戦争をおこすことになったのでした。敗戦によって、それまでの政府のやり方は根本的に誤りであったことが暴露されました。国民の生活が全体にわたって高くなり、個人の自由と権利がじゅうぶんに尊重されることによって、はじめて近代的な民主国家の一つとなることができるのです。

終戦後、日本は新しく出発しました。憲法は新しく制定され、民主主義を実現していくことを理想としました。すなわち、個人はひとしく尊重され、その権利は平等に認められなければならないという社会、一般多数の人民の幸福を求めていく、人民による政治が行われる社会に、すべてを切り替えていくように努力しなければなりませんでした。

今まで不幸な状態におかれていた都市の労働者も農村の働く農民も、ひとしく人間として尊重され、平等の権利を認められて、自分の働いた成果を公平に受け、人間らしい生活ができるように改められなければなりませんでした。そこで、都市では労働問題として、人に雇われて働く人たちの問題が取り上げられました。そして、農村では農地改革という問題に発展しました。

働く農業者を長い間不幸な状態においていた今までの農地制度は、当然改革されなければならなかったのです。そして、「農村の民主化」と「農業生産力の増強」をいかに見地から、働く農業者につごうのよい

ような農地制度に改められました。(第Ⅴ節を見よ)

しかしながら、たいせつなことは、今度の農地改革の原因は、遠くは江戸時代以前から続いてきた農地制度のなかにひそんでいたことで、決して終戦後はじめて起った問題ではないということです。終戦後このような改革が断行されたのは、これを断行するだけの民主的な地盤ができたからだといってもよいでしょう。

学 習 事 項

1. 第2章には、今度の農地改革前の土地所有関係や小作制度の全国的な特色について述べてありますが、この例を参考として、みなさんの住んでいる村や町の、農地改革前の農地の所有関係や小作制度について、できるだけ資料を集めて調べ、全国的な特色と比較して、どんな特色があるかについて考えなさい。
2. 明治時代の農地制度は、どのような特色を持って発展してきましたか。また、この制度は社会や産業にどのような影響を与えてきましたか。みなさんの住んでいる村や町のことについて調べ、良い点、悪い点を列挙しなさい。
3. 「民主化」ということばは、みなさんもよく聞くことですが、どんなことをいうのですか。また、農村の民主化というのはどんなことをいうのでしょうか。終戦後、日本の民主化のために、農地改革のほかにどんな改革が行われたのでしょうか。
4. 次の術語の意味を理解すること。
零細農、専業農家、兼業農家、副業、出かせぎ、離村、小作制度、物納、金納、小作争議、軍国主義、保守的、民主化、生活水準。
5. 北海道は都府県地区と比べて、農家の経営面積が広いのは、なぜでしょうか。その他、北海道の農業経営で都府県地区と違った特色のある点について調べなさい。また、東北地方と関西地方との農業経営のしかたについて、違っている点について調べなさい。

第3章 昭和の農地改革はどのように行われたか

Ⅰ. 昭和の農地改革はどんな目的をもって行われたか

今度の農地改革は、まず、これまでの地主の持っていた小作地を政府で買い上げ、小作人に安くねだんで分けてやり、小作をする人たちにできるだけ自作農にしました。そして、こうした自作農にいろいろの便宜を与えました。すなわち、自作農の創設に努力したのです。

それから、小作料をこれまでのものよりずっと安くしたり、金で納めるようにしたり、地主がかつてに土地を取り上げることができないようにするなど、小作の条件を今までよりは、小作をする人たちに有利なように改めました。すなわち小作制度を改善したことです。

もともと自作農の創設とか小作制度の改善については、今度の農地改革が行われるよりもすでに早く、識者の間にも唱えられてきたことだったし、政府でもこのために、いろいろのことをしてきたことについては前章でも少しふれてきました。(48～9ページを見よ)

終戦後、政府ではじゅうぶん力を入れて、その方法をよく研究して、その実施にとりかかりました。1945(昭和20)年の暮れの議会で、1938(昭和13)年に出た農地調整法(48ページを見よ)を改正して、農地改革(第一次農地改革)の法律をつくったのですが、それではまだふじゅうぶんだというので、さらに1946(昭和21)年の夏の議会でこれを改正しました。また、自作農創設特別措置法^{じさくのうそうせつとくべつそちほう}という新しい法律をつくって、この改革にあたることにしました。第二次農地改革というのは、これらの法律に基づくものでした。そして、農地調整法は1946(昭和21)年11月22日から、自作農創設特別措置法は、同年12月29日から実施されたものでした。これらの法律はそのうち、小さい事からについては実情に合うように、たびたび改正されましたが、

大きな点は一貫して変わっていません。

今度の農地改革の目的は、まず「農民の開放による農村の民主化」ということです。これはみなさんにはむずかしいことばですが、次のようなことをいうのです。今までの農村の、地主とか小作人とかいういやな区別や対立をなくして、みんなが人間として同じ権利を持って、尊重しあい、力を合わせて農業を営んでいくという、明かるい農村のもといをつくっていくということです。農業に従事する人が、骨をおって働いた結果は、今までのように高い小作料として取り上げられるのではなく、正しくその人の収入になるようにして、こうした働く人たちが、みんな暮らしの上でも、教養を高めていく上にも、不公平のないようにしてやることをいうのです。

日本は食料が足りなくなっていく最近まで非常に困りました。日本の農業を発達させて、できるだけ食料を国内で自給できるように、増産をはかることはたいせつなことでした。(8~9ページを見よ) このためには開墾も必要でしょうが、限られた土地では、できるだけその土地の生産力を高めるように、経営のしかたをうまく考えていかなければなりません。そのためには農業をする人に経済的な余裕があることもたいせつです。余裕のある金を農業の経営につぎこんで、できるだけ土地の生産力を高く利用し、増産をはからなければなりません。それで、今度の農地改革のもう一つの目的は、農業に従事する人たちの生活を豊かにすることによって、食料の増産をはかるということです。すなわち「土地の生産力の増強」ということです。この目的のために、自作農の創設と小作制度の改善を行ったのでした。

(自作農創設特別措置法第1条および農地調整法第1条参照) 今度の農地改革によって、土地を失った大小の地主のなかには、とても気の毒な状態に置かれた人もかなりあります。ところで1935(昭和10)年の統計調査(80ページを見よ)によると、3町歩以上の農地の所有者は、全耕地

所有者のわずか7.5%でしたから、このような地主の数は日本全体でもわずかでした。一方、土地を得て自作農になった人たちは、全体の農家の半数にも達していて、すいぶん数が多いのです。民主主義の政治というのは、少数の人のためではなく、多数の人たちの幸福になるような政治をすることです。だから、多くの小作人を救い、幸福にするためには、ほんの少数の地主たちが、以前のような楽な生活ができなくなるのもやむをえなかったことでした。

このような民主主義の考え方から、小作人たちは、長い間ほしがっていた土地を得て、あるいは有利な小作制度のもとに、自由になり、幸福な生活を送れるような条件におかれました。それゆえこうした人たちは、当然それだけの責任を自分で負って、新しい農村生活をうちだて、農業の発展に尽くす義務があるわけです。また、以前のように楽な生活ができなくなった少数の地主の人たちは、いたずらに過去にくよくよしないで、新しい社会の生活に遅れないように努力しなければなりません。働かないで楽をして暮らすという考え方は、現在の日本ではどうい考えられないことです。

X. 自作農の創設はどのようにして行われてきたか

農業を営む上に必要なものは、耕作する田や畑の農地だけではなく、家畜の「放牧地」^{たいひ}とか、堆肥や飼料の原料をえるための「採草地」^{さいそうち}とか、また、山に近い農家であれば、まきや木炭を買わないで自給できるような「薪炭林」^{しんたんりん}も必要です。

したがって、今度の農地改革では、自作農創設のため、田畑の農地・放牧地(第21図)・採草地(第20図)・薪炭林の使用について、働く農家の人たちのためにつごうのよいように、いろいろの処置^{しよち}がなされました。

こうした仕事は、各市町村の農家の人たちが互に選んできめた市町村農地委員会(70~76ページを見よ)の手によって行われてきました。すな

A black and white photograph showing a cowboy on a horse herding a steer in a field. In the background, there is a large, rocky hillside with a winding road and some buildings.

たがた かんかみ たんた らくのう
 静岡県 田方郡 函南 村にある丹波盆地の農家は、稲 麦作を主としている農家の典型的な例である。この絵はその
 農家の人たちが、倉 飼 をしている家畜の飼料をえるために、村の共有地に出て、草刈りをしている光景を示し
 ている。採草場はたんに家畜の飼料だけでなく、農家の肥料源としての価値が大きい。

(農地・牧野の買収) さて、小作人を自作農にするため、政府はまず、1945(昭和20)年11月23日の農地の状態をもととして、地主から土地を買い上げました。それは次のような土地です。

56

- 57 -

第21図 土地台帳と地籍図

政府で土地を買い上げた価格は、土地台帳(第21図)に書いてある賃貸価格をもととして、田はその40倍、畑はその48倍以内で決めました。このような計算では、1反歩の価格は、普通の田で760円ぐらい、畑では465円ぐらいになりました。この価格のほかに政府は、買い上げた農地の平均3町歩(北海道では12町歩)までは、普通に、田1反歩について220円、畑1反歩について130円の報償金を農地の持主に付け加えて支払うことになっています。けれども、政府から農地の持主へは、一時に全部の金を支払うのではなく、一部だけ金で支払い、残りは農地証券という債券で渡し、24年間に支払うこととなっています。

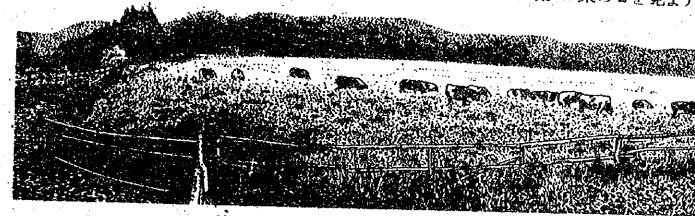
放牧地や採草地などの牧野については、政府は、次のような方針で買い上げました。

1. 不在地主の持っている小作牧野のだいたい全部
2. 在村地主の持っている小作牧野は、北海道では1町歩を、都府県では3反歩をこえる面積の小作牧野



土地には一筆ごとに地番がつけられ、その地目(田・畑・宅地などの区別)、地積と賃貸価格が定められている。

3. 自作牧野では、その持主が持っている農地の面積を合計して、北海道では20町歩を、都府県ではだいたい5町歩をこえる自作牧野
4. 自小作牧野の合計が北海道では20町歩を、都府県では5町歩をこえる面積の小作牧野。(詳しくは自作農創設特別措置法第40条の2を見よ)



第22図 小岩井農場 一岩手県一

しかし農林大臣から、特別の取り扱いを受けるように指定された大きな民間の牧場は、159(内135は北海道)ありますが、このような牧場のなかには、品種の改良や家畜の生産などの経営を行っていくのにじゅうぶん必要だと認められて、農地と牧野とを合わせて、40町歩をこえた土地を保有することを許された牧場もかなりあります。(第7表)(農地・牧野の売渡し) このようにして、政府が買い上げた土地は、財産税で物納された土地や、皇室の土地で今度国有になった土地

区 分	面積40町歩以下 だった牧場	面積40町歩以上 だった牧場	計
40町歩までの面積の保有を許されたもの	57	80	137
40町歩以上の面積の保有を許されたもの		22	22
計	57	102	159

第7表 159民間牧場の保有地面積 1950(昭和25)年3月14日現在、農林省調査資料による。

政府から農地の売り渡しを受けるものは、小作地であれば、一般にその土地の小作人に、小作地でない場合は、自作農として精出すことができる見込みのある人に売り渡す方針で行われました。しかし、政

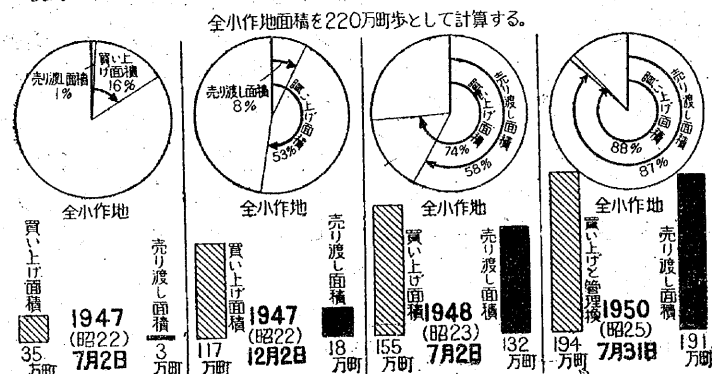
などといっ
しよに、自
作農として
適当な人に
売り渡しま
した。

府はこの農地の売り渡しを、どこまでも公正に行うために、いろいろ苦心をしました。(61ページを見よ)

売り渡す時の価格は、政府が買い上げた価格と同じですが、その代金は一時に払ってもよいし、24年間に分けて払うこともできます。年賦で支払う場合は、途中でゆとりができた場合には、繰り上げて支払うこともできるし、払えないような場合には、政府は支払金額をへらしたり、のびしたりして、自作農になった農家が支払いに困らぬようにしてあります。

このように特別の取りはかりをして、農地を売り渡したのですが、売り渡しを受けた農地は、働き手が病気になったり、死亡したりするようなやむを得ない事情で、一時自作ができないということや、都道府県知事が認めた場合のほかは、小作地に出したりすることはできません。その農地の自作をやめようとするときは、政府がその土地を買い取って、自作農として精進する見込みのある人に売り渡すことになっています。

牧野の売り渡しも、農地の売り渡しとおもむきを同じくしています。



第23図 政府の小作地買い上げ・売り渡し進行状況—農林省調査資料による—

第23図は、政府で買い上げた小作地と、その売り渡しの進行状況を

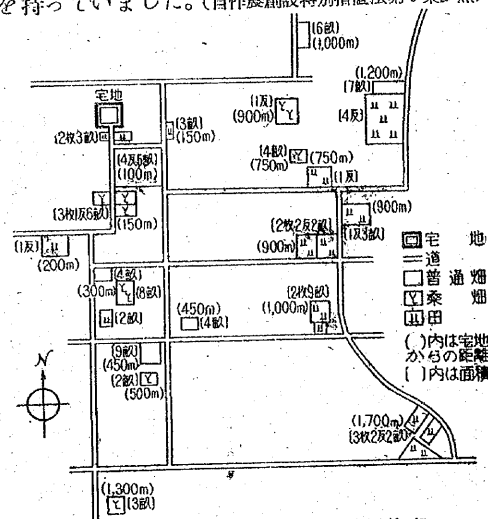
示したものです。1950(昭和25)年7月末現在までには、買い上げる予定の全小作地 220 万町歩の、88%を買い上げ、87%を売り渡しています。

そこで、政府の小作地の買い上げと売り渡しの仕事はほとんど終りましたから、これからの政府の仕事は、この農地改革をほんとうの農業改革として成功させるために、農業の生産力を高めるとともに、農家の人たちの生活を向上させる方向に進まなければならない時期となっていることがわかるでしょう。

(農地の交換分合) 今度の農地改革では、不在地主の土地はすでに述べた特別の場合を除いては(56ページを見よ)全部買い上げましたから、不在地主の土地をおもに耕作しているものは、その土地のほとんど全部を買い取って自作地とすることができやすくなっていました。しかし在村地主の場合は、都府県では、だいたい1町歩内外の土地を保有することが許されていましたが、在村地主の土地を小作している人は、一般に不在地主の土地を小作している人よりも、その土地を買い取って自作地とする機会が少ない立場におかれていたわけでした。また、在村地主がどの小作地を政府買い上げの土地とし、どの土地を保有地として残すかということは、なかなかむずかしい問題でした。そこで、同じように在村地主の持つ土地を耕作しているものでも、農地を買うことができるものと、できないものが生じます。また、在村地主などは、できるだけよい土地を自分の手もとに残すようにしたいというのが人情ですから、農地を買うことができた小作の人たちでも、買い取った土地は悪い土地であったり、田畑の割合が一方にかたよったりする結果もでてきがちに状態にありました。

そこで、こんな不公平な結果を起させないようにするために、田畑の種類や面積や、その他の条件の似たものについて、政府が買った土地と政府が買わない小作地とを交換させる方法が行われました。(自作農創設特別措置法第23条参照)

農地を交換させるのは、小作人がみんな公平に農地を買って、自作農になることができるようにするためでしたが、また、農業経営という点から考えて、自作農となる人の耕地を集団化させたり、農家の所有する田畑の割合を適当なものにさせたりするというたいせつな目的を持っていました。(自作農創設特別措置法第6条参照)



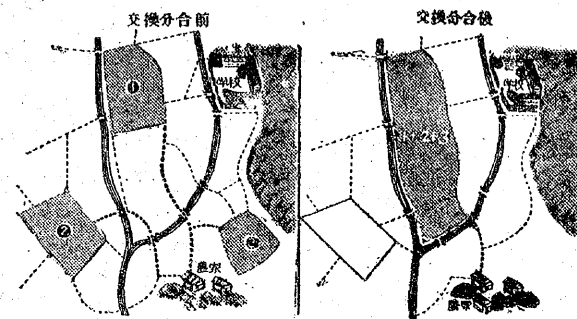
第24図 農家の経営耕地分散状況—埼玉県井原村の例、1942(昭和17)年、協同会調査による。

この農家の耕地面積は、みんなで3町歩でしたが、なんと驚いたことには、29枚の田や畑に分かれており、それがあちこちらにとびとびに分散していました。しかし、このように農地が分散していることは、日本ではどこいなか

の農家でも見受けられることで、決して珍しいことではありません。農家1戸あたりの耕作面積が非常に狭いということは、わが国の農業の特色ですが、さらにせまい耕地が細分された上に分散しているということも大きな特色です。

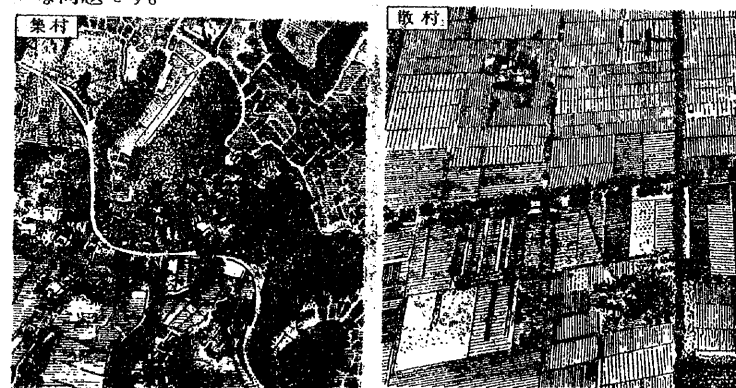
耕地が細分されているということは、同じ面積の耕地を経営していくとしても、労力の点ですいぶん損をします。そのほか、家畜を使ったり、作物の管理をしたり、農機具を使ったりする上にも不利な点が多く、わが国の農業の発達を妨げていた原因の一つでした。

それであるべく農地を農家の近い距離に集めるということは、農業



第25図 交換分合による農地の集団化

経営の立場からたいせつなことです。(第25図) しかしこのような農地の集団化は、理屈の上では非常に便利で、ぜひやらなければならないことと考えられますが、いざ実際に行うことになる、なかなか困難な問題です。



第26図 集村と散村

第一に、農家があちこちと散らばっている散村の場合はわりあいやさしいのですが、ひとところにかたまって部落を形づくっている集村の場合は、なかなか困難なことです。日本の農村にはこうした集村が多いということです。(第26図) 第二には、農地には肥えている土

地とかやせている土地とかの地味の違いがあったり、また、水利の便が良いとか悪いとか、洪水の害をうけやすいとかうけにくいとか、土地には、いろいろの点でよしあしの等級があるということです。第三には、自作の農家は、自分の耕作している土地に非常に強い愛着心を持っているということなどがあげられます。こうした条件によって、なぜ耕地の集団化は実際にはなかなか困難な問題であるかということ、を、みなさんたち自身で考えてください。

しかし、こうした交換分合による農地の集団化は、農業をしていくのに、たいへん便利なことです。耕地の区画整理をしたり、道路や水路を作ったり、作りかえたりする、耕地整理（第27図）のときなどを利用して、戦前にもこれが行われた村の実例があります。最近の農地改革の時も、土地の持主の移動が特に激しいときですから、こうした計画を行うのによい機会でした。全国でも、土地の交換分合によって、耕地の集団化を行った村の実例がかなり見受けられます。わたくしたちは、こうした実例からいろいろの教訓を受けます。（84～85ページを見よ）

農地を交換分合するのは、もともとこれまでに述べてきたように、農地を集団化させるためにたいせつなことです。このほかに、農家が農業を営んでいくのに、その地方で適当と思われる割合の田畑を持たせるためにもたいせつな条件です。

農家はその地方で適当な割合の田畑を持つようにさせるには、例をとって説明しますと、甲の農家は田が多くて畑が少なく、採草地は持っていないのに、乙の農家は畑が多く、採草地もかなり持っているが、田を持っていないとすると、甲の家の田と、乙の家の採草地や畑と交換させることです。このようにして、その地方で農業を営んでいくのにつぎのよい標準となっている割合の田畑を、各農家に持たせることができるわけです。

しかし、このような農地の交換分合は、実際において、めいめいの

農家の意志を尊重しないで、強制的にやるというようなことは無理なことです。今度の農地改革の法律でも、このような規定はきめられてありません。

今度の農地改革の法律では、政府が買い上げた農地と、地主の保有地となって政府で買い上げない小作地との間において、交換を行うことをきめてあって、政府で買い上げた農地と、政府で買い上げない自作地との間の交換や、政府で買い上げない個人や団体の所有している自作地、小作地相互間の交換については、なんら強制的にきめてありませんでした。そこで今度の農地改革で定められていた農地の交換分合は、これまでに述べてきました、耕地の集団化とか各農家に適当な割合の田畑を持たせることが、農業経営の立場から考えてつぎのよいことを考慮して、またこれまで小作人であったものが、なるべく公平に土地を買

て自作地として、所有できるようにするために、政府で買い上げた土地と、政府で買い上げない土地との間において、交換を行うというのがその趣旨でした。



第27図 耕地整理

この図は耕地整理の実施された田と、また実施されていない田とを対照的に示している。

しかし、この交換分合の考え方を、さらに積極的におし進めるために、最近政府では、土地改良法という法律をつくって、この農地の交換分合の事業や耕地整理の事業を、村の人たちの自発的な立場でやることを奨励しています。

(宅地・建物・農業用施設) 政府から土地を買って自作農になる人たちが、借りている建物や宅地や、農機具やため池や用水のような農業用施設を買いたいならば、農地委員会に申し込んで、適当だと認められたならば買うこともできました。

(未墾地の開墾) 政府は買い上げたり、すでに所有していた牧野とか池沼地、山林などの未墾地を、必要であれば開墾させて、自作農をつくって、農業上の土地利用の増進をはかるように努力しています。開墾や干拓事業によって耕地をできるだけ広めることは国としても食料問題の解決や、農村にあふれている人たちの仕事をみつめるために、もたいせつな仕事です。

このように、政府は自作農の創設に努力してきましたから、改革前には約157万戸あった小作農(農林省、昭22.8.1.臨時農業センサスによる)も改革後には自作農や自小作農になって小作農は約50万戸(農林省、昭24.3.1.農地調査による)に減少しました。

これからの政府の仕事は、このようにして育てた自作農を、健全に維持させ発達させて、農業の発達をはかっていくことに力が注がれています。この目的の

このような場合は農地を買うことも譲り受けることも許されていない

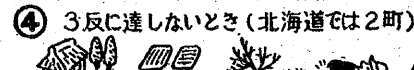
① 耕作をしていない人



② 耕作面積が3町以上なるとき (北海道では12町)



③ 農地と牧野を合わせて5町以上なるとき (北海道では20町)



④ 3反に達しないとき (北海道では2町)



⑤ 土地を荒らしてしまうような人



第28図 農地における禁止事項(農林弘報第80号より)

ために、農地の売買や、貸借や、農地をつぶして、ほかの目的に使用することをかかって^{いらい}することを禁じたり、不在地主や不耕作地主の発生を防止したり、零細な農家が増加することを防いだりするきまりがいろいろつくられています。第28図はこのような点について、みなさんにわかりよく説明してあります。

政府が自作農の創設につとめながらも、一部小作制度を法律で禁じないで認めたのは、農家のなかには、小作人であることを好む人もいただろうし、自作農になるには不適當な人もあっただろうし、自作農でも、病氣やその他の理由で、一時の間、その土地を小作させなければならなくなる人もでてくると考えられたので、こうした融通性を持たせることは、必要なことだったのです。

XI. 小作制度はどのように改められたか

今度の農地改革では、農地調整法という法律で、小作関係をつぎのように改めました。

1. 小作地の取り上げの制限をいよいよきびしくしました。

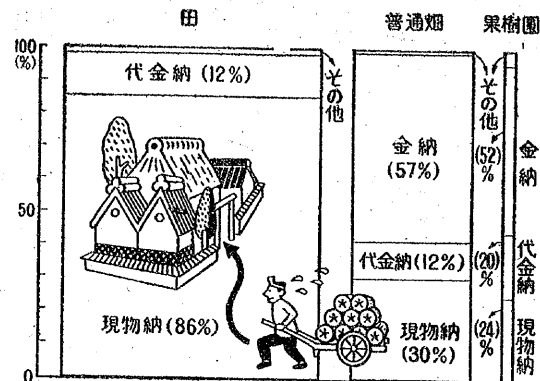
地主は、小作地をかってに取り上げることができないようになりました。だれが見てもなるほどどうなすける場合でも、前もって(6か月ないし1年)農地委員会の承認をうけた上でないと、取り上げを認められないようになりました。また、新しく小作に出したりするとき、やはり農地委員会の承認がいることになりました。

2. 小作料の取り締まりをいよいよきびしくして、金で納めるようにしました。

小作料の支払いには、金銭以外のものを使ってはいけません。米を何俵というようにして払うことも、また、その何俵が今年は何円にあたるというような計算をして、金で払うこともできません。このような約束をすると罰せられます。

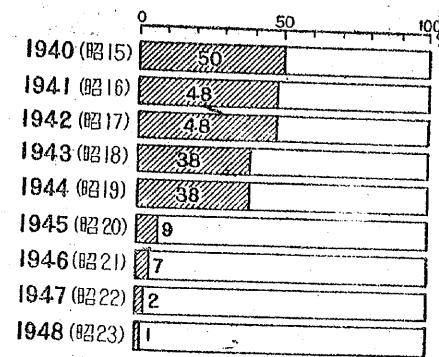
小作料の額をかってに引き上げることはできなくなりました。なに

か特別の理由
 があって引き
 上げる場合は、
 農地委員会を
 とおして、知
 事の許可をう
 けなければな
 りません。ま
 た、小作料の
 最高額がきめ



られました。第29図 小作料の支払型別耕地面積 1943(昭和18)年現在、農林省調査資料による。
 田の小作料は、普通作の収穫高の2割5分にあたる金額を、畑では、普通に作られる作物の収穫高の1割5分にあたる金額をこえることができなくなりました。

このように、小作料が金納となり統制されたことが村の農業や生活に及ぼした影響は、決して簡単なものではありません。たとえば、小作人は、第一に、地主からとやかくいわれることがなく、自分がよいと思う作物を計画どおりにつくれるようになりました。第二に、収穫したものを売る分量がふえ、昔より多くの金の小作人の手に残ることになりました。(第29図、第30図) こうして余った金は、小作人の生活水準を向上させるために使われたり、また、農業をするもでにつぎこんで、土地を改良したり、肥料を買ったり、農機具を買ったり、災害を予防する費用にあてられたりして、農業の生産力を高めることができるようにしようとした。第三に、小作人たちは、物の値段とか、景気とか、豊作とか凶作とかいうような荒い波にもまれて、ほんとうに独立して農業を営むものとしての自覚と実力を持たなければならぬということになりました。



第30図 小作料の変化 (反当収量と石、小作料1石でとどめられ、金納化したものとして計算。農林省調査)

3. 小作の契約は書面ですることになりました。
 これまでの小作契約は、書面ですることもありましたが、あいまいな口約束のこともかなり多かったため、小作期間がいつまで続くとか、小作料がいくらなのかというような、小作人と地主との権利関係がはっきりせず、このため、小作人と地主との間のいざこざがしばしばあったのでした。そして、争いが表面化すると、小作人に不利なことが多くあったのでした。

そこで今度は、小作の契約は全部書面ではっきりさせ、農地賃貸借契約書をつくることになりました。これは、このようなつまらない争いや、地主の勝手な行動を防ぐという目的からです。

農地賃貸借契約書には、貸主と借主が調印し、貸借する農地やその農地といっしょに宅地や建物や採草地などを借りる場合にも、それらのこともいっしょに書き、その期間・小作料・支払期間・賃貸借の契約にともなう権利や義務・契約の変更・その他のことがらについて、はっきりと記入します。そして、これを農地委員会が証明することになっています。この契約書は、地主と小作人の両方で一通ずつ持ち、その写し一通を農地委員会が保管することにしました。

農地委員会では、この契約書を登録します。登録台帳は農地委員会に備えつけて、いつでも、村の農地や牧野の賃貸借の契約のありさまがわかるようになっています。地主や小作人が契約の条件を変えたり、つけ加えたりしようとする時は、あらかじめ農地委員会に届けて承認

を受けるとともに、農地委員会に登録してある台帳もなおしてもらわなければなりません。

小作の契約を書面ですということは、口でいえば簡単ですが、たいせつな意義があります。今までの小作契約には、所によっていろいろの古くからのしきたりがたくさん残っていました。そして、小作人は、「地主の土地を耕させてもらうのだ」というふうに考えられてきました。しかし、契約というのは、地主も小作人も対等の立場で約束をするというのであって、農地改革によって、このような古い考え方をぬぐい去ろうとしました。この契約を書面でしたことは、地主も小作人も対等で約束をするということを意味しています。

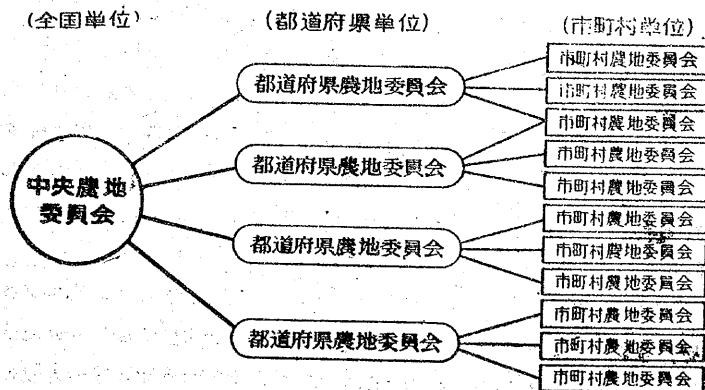
今度の農地改革の目的は、働く農民の生活を向上させ、農業を発展させるということです。小作人は地主との身分的なつながりを完全に打ち切って、独立して農業に励み、ふたたび明治維新以後の失敗をくり返すことがあってはならないでしょう。

Ⅷ. 農地委員会とはどんな役割をしてきたか

これまでに、農地委員会ということばが時々でございましたが、この農地委員会とはどんなもので、どんな仕事を今度の農地改革でしてきたか、また、これからどのような任務を持っているかということについて述べてみましょう。

働く農家の人たちに、今度の農地改革の意味をじゅうぶんに理解させ、この目的をほんどうに達成させるためには、なにもかにも政府がやってはだめです。もし農地の買い上げや売り渡しの仕事なども、全部政府でやってしまうと、小作人のなかには、土地は自分のものになっても、この農地改革のほんどうの意味や、働く農民の占める役割がわからない人もあるいは出てくるかもしれないという心配がありました。そこで、政府は、農地委員会をとおして農民自身の手で、今度の農地改革を国家に代わってやらせました。

(農地委員会の組織) 農地委員会には、市町村を単位とした市町村農地委員会、都道府県を単位とした都道府県農地委員会、全国を単位とした中央農地委員会があります。(第31図)



第31図 農地委員会の組織

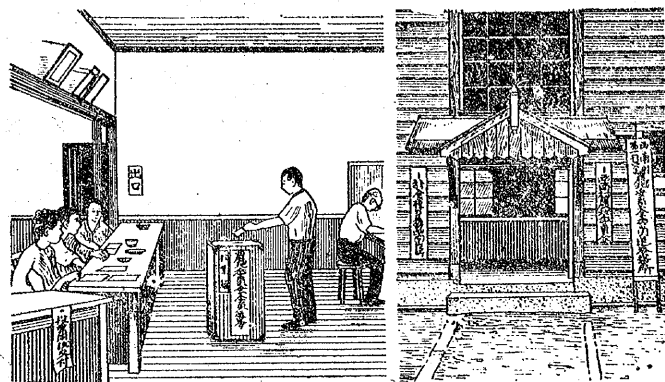
中央農地委員会のおもな仕事は、全国的な農地についての重要な事からを取り扱うことで、たとえば、これまでに、地主の保有する小作地の面積を都道府県別にきめたり、最高の小作料の基準をきめたりしたことでした。これは全国にただ一つで東京にあります。都道府県農地委員会のおもな仕事は、市町村農地委員会のたてた計画などを調べたり承認したりすることです。

(市町村農地委員会) みなさんのうちで、村に住んでいる人たちは、絵で見るような農地委員会の事務所を見て知っていることでしょう。

(第32図)

市町村農地委員会は、今度の農地改革では実際に活動の中心となりましたが、村（市・町）の農家の人たちの生活に最も深い関係があるものです。

この農地委員会は、1938（昭和13）年に出た農地調整法という法律



第32図 市町村農地委員会—(左)農地委員選挙風景、(右)事務所—

で、すでにできていたのですが、今度の農地改革で、特に10名の委員が選ばれて組織されました。地主からの委員が3名、自作農からの委員が2名、小作人からの委員が5名で組織されました。委員の数は、これだけの人数ではとても仕事ができないときは、10名以内ならふやすことができました。また、委員がみな、あの人を委員にして欲しいと思うような人があるときには、3名まで中立委員を置くことができました。会長は委員どうしで選挙してきめましたが、選挙できない場合は、知事が中立委員のなかからきめることになっていました。委員会には、このほかに、こまかな実際の仕事をする幾人かの書記と、委員の手助けをする補助員を各部落におくのが普通でした。

委員の任期は2年でしたが、この委員の選挙は、地主と自作農と小作人がおのおの別々に、自分たちの代表を選挙するのが特色でした。この委員を選挙する人および委員に選挙される人の資格は、その市町村に住んでいて、北海道では3反歩、都府県では1反歩以上の農地を耕作しているか、また、その市町村にこれだけの面積の農地を持っている家の人でおとなであれば、男でも女でもだれでもよいことになっ

ていました。

政府は約200万町歩に達する農地や牧野を地主から買い上げて、耕作する農家に売り渡し、数多くの自作農をつくり出しました。しかし、実際に、こうした土地の買収や売り渡し計画をたてて、それを実施したり、小作制度改善のためのいろいろの仕事をしたり、働く農民につごうのよいようないろいろな事を取り扱ったのは、この市町村農地委員会でした。委員会は、農地委員が選ばれた1946(昭和21)年の暮れから、わずか3年ぐらゐの間に、こんな大きな仕事をしました。

この委員会は、農家の人たちが、自分たちの農地や牧野などのことについて、自分たちで民主的に解決していこうとした最初の大規模な制度になりました。もともと、全国の数多い委員のなかには、いろいろの不正を行ったりするものがありました。せっかくの農地改革も、耕作農家のために行われるのだというほんとうの目的からそれて、一部有力者の私腹をこやしたり、地主のつごうのよいように変えられたり、小作地を取り上げられたりして、小作をしていた人たちは泣き寝入りになったという事実もありました。また、小作出身の委員のなかにも、土地をかってに横領したり、いろいろの悪いことをした人もありました。このような不正を行つたために、選挙のやりなおし(リコール)をした村もありました。

農民のなかには、この委員会に対して消極的な人たちもかなりありました。しかしこれとは反対に、村民が組合を作って、農地委員会の仕事に積極的に協力していくとか、組合を作らないまでも、委員の人たちの仕事をよく理解して、お互に協力して、うばな成績をあげてきた村もかなりありました。

ともかく、今度の農地改革は、農村のことはなにからなにまで政府の公務員の世話にならなくても、農家の人たちが自身でじゅうぶんにやっていると、世の中に示すよい機会を与えました。

さて、1949（昭和24）年8月には、第2回の市町村農地委員会の委員の選挙が行われました。この選挙では、前の農地委員会の委員の選挙のときのように、地主・自作農・小作農という分け方で選挙を行つたならば、農地改革の結果、農村の実情に合わないことになっていましたから、農地委員会の構成を次のようにしました。

1. 都府県では2反歩（北海道では5反歩）をこえる小作地を借り入れて耕作している人たちの代表として、そのなかから選ばれた委員2名

2. 都府県では2反歩（北海道では5反歩）をこえる小作地を貸しつけている人たちの代表者として、そのなかから選ばれた委員2名

3. 前の二つの場合にはいない耕作者や農地の持主（これは非常に範囲が広く、自作農から1反歩前後の小作人や1反歩前後の地主などにわたっています）の代表者として、そのなかから選ばれた委員6名
このように農地に関係している人々を三つの区分に分けて、それぞれの区分ごとに、2・2・6 合計10名の委員を選挙しました。この農地委員の選挙権、被選挙権を持つものは、このような農地の耕作者や持主と、その人たちの家族で、満20歳以上のもので、農地委員会が資格があるものと認めたものでした。

都道府県農地委員会の委員も、今度は前回と違って、選挙権者は、市町村農地委員で、被選挙権者は市町村農地委員選挙の有権者で、委員の定員は10名となりました。

農地改革は形だけは一応終ったように見えますが、農業者の生活を向上させ、農業を発達させて、農地改革をりっぱなものに仕上げるといふ仕事は、これからなのですから、農地委員会の仕事も終ったのではなく、これから本格的な仕事をするようになったといつてよいわけです。これからの市町村農地委員会の任務を整理してみますと、次のようになります。

1. 農地改革をやりとげるために、今までどおり農地や牧野や宅地や建物などの、買取や売り渡しをするかしないかをきめること。

2. 農地を売買したり、貸借したり、農地をつぶしてほかの目的に使用する場合には農地改革の精神に反しないかぎり、許可を与える権利を持っていること。

3. 地主が小作地を取り上げたり、小作人が小作地を地主に返したりするときは、農地委員会をとおして都道府県知事の許可が必要なこと。

4. 小作料やその他の小作条件について、地主と小作人との間に立っていろいろの骨をおったり、小作契約書を登録したり、小作地の争いが起った時は、両者のあっせん役をつとめること。

5. 耕地整理や土地の交換分合の事業には、農地委員会の同意を得なければならないこと。

農地委員会自身もこのような計画を立てて実施することができること。

6. 正確な農地台帳や耕地図を作って、農地の状態を明らかにすること。など、

農地について起るいろいろな問題を解決するために、市町村農地委員会の任務は非常にたいせつなものとなっています。（第33図）



第33図 農地委員会の調停—農林弘報第30号より—

どうしてこのような大きな任務を、市町村農地委員会に持たせたのでしょうか。それは市町村農地委員会が、すでに農地改革という大きな仕事をしてきたのですから、これからも民主的に公正に農家の人たちの利益を代表し、守っていくことができると考えたからでした。農村の民主化ということは、このような委員会を通じて、農家の人たちが力を合わせて、自分たちの問題を自分たちで解決していくという意味を持っています。委員にボスが多かったり、私利私欲にかられて行動するような人があってはたいへんです。

このようなわけですから、村の農地委員会の任務はとても重大で、農家の人たちもまた、この委員会を健全に発達させていかなければならないたいせつな義務を持っているわけです。

学 習 事 項

1. みなさんの住んでいる村や町の農地委員のかたから、今度の農地改革のことや、これからの農地問題について話をうかがいなさい。この場合、この教科書を讀んで、どのようなことを聞いたらよいかということを、あらかじめ計画をたててから実行をすること。
2. 今度の農地改革はどのような目的で行われましたか。自作農創設特別措置法第1条および農地調整法第1条を調べなさい。
3. 自作農創設特別措置法第3条、第40条の2などを調べて、どんな農地や牧野を政府で買い上げたかを明らかにしなさい。みなさんの住んでいる村や町の自作農の創設は、どのようにして行われたかについて調べなさい。また、農地改革前後の自作地・小作地や、地主・自作農・小作農の割合の変化について比較してごらんください。
4. みなさんの住んでいる村や町の小作制度は、どのように改善されましたか。農地改革前後の状態を比較してみること。
5. 今度の農地改革によって、地主の人たちのなかには、気の毒な状態になった人たちもかなりありました。しかし、こうした地主

の人たちは、どんな心がけで世の中に生活していかなければならないのでしょうか。また、小作農で今度自作農になった人たちは、どんな心がけがたいせつですか。

6. これからの地主と小作人との好ましいと思われる関係を文章に書き、できれば劇に作ってごらんください。
7. 自作農が国に多いことは、なぜよいことでしょうか。政府はどのようにして自作農を保護していますか。自作農創設特別措置法や、農地調整法の関係の条文について調べてごらんください。
8. これからの市町村の農地委員会は、どんな任務を持っているのでしょうか。農地委員会が、農村の民主化のために重大な役割を持っているというのはどういうわけですか。
9. 次の術語の意味を理解すること。

農地、牧野、放牧地、採草地、薪炭林、開墾地、未墾地、干拓、農地委員会、薪炭林委員会、土地台帳、貸貸価格、農地貸貸借契約書（小作契約書）、自作農の創設、農地の交換分合、耕地整理、土地改良事業、農地の集団化、リコール。

第4章 農地改革の目的を達成するためにはどんなことがたいせつか

XIII. 農地改革の目的を完全に果たすためにはどんな態度と努力がたいせつか

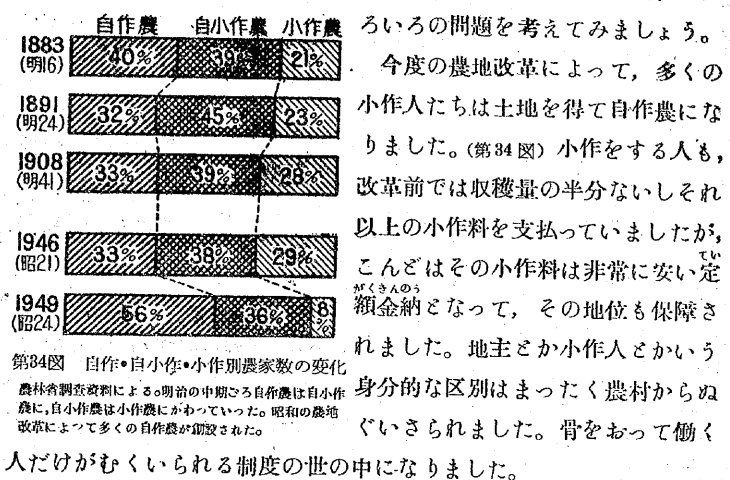
昭和の農地改革は、これまでに述べたように、農村の民主化と農業改革という二つの目標をもって行われました。地主とか小作人とかいう身分的な区別のない村、どの農家も骨をおって働いたら当然それだけの結果がむくいられる村、農地委員会などを通じてすべての農家の人たちが、自分たちの問題を自分たちで解決していこうとする村をつくることでした。また、働く農家の人たちの暮らしを豊かにして、農業をしていく資本につぎこむ余裕をつくり、土地の生産力を増大させ、農業の発達をはかるということでした。この二つの目的は互に関連し、車の両輪のように、どちらが欠けても、幸福な農民の生活、明かるい農村、日本の農業の発達ということは考えられない関係にあります。

この目的を果たすために、まず、自作農の創設と小作制度の改善という大きな仕事が遂行されました。この仕事は1946（昭和21）年の暮れから始められて、約2か年半余りで、ほとんど荒けすりの仕事を終りました。

食料の増産とか、そのほか日本の農業のいろいろな問題を考えていくには、耕地の利用の問題とか、農業の経営の問題とか、農地制度とかいろいろの点を研究していくことがたいせつなことは前にも述べました。(30ページを見よ)そして今度の農地改革は、農地制度すなわち土地の所有関係についての改革をまず行いました。そこで、みなさんがよく聞いている、日本の民主化とか日本の農業の発達とかいう大きな立場から考えたならば、今度の農地改革によって農地改革の目的が達成

し終ったと考えるのは、大きな考え違いだといってよいでしょう。明治維新といわれている大きな社会の改革も、明治初期だけでなく、そののち何十年もの間に達成されていったものです。今度の農地改革はだいたい荒けすりの仕事は終ったけれども、農民の幸福な生活、日本の農業の発達を図るという目的を達成して、その成果に実を結ばせるかどうかということは、これからの問題であるという理由は、ここにあります。

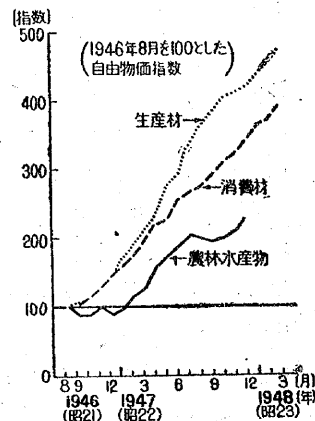
それゆえもう一度、農地改革がたどってきた経過を反省し、現在のい



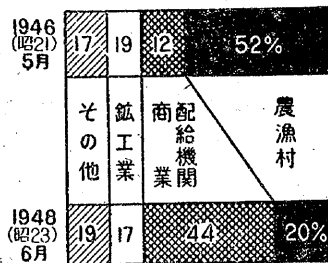
このような制度では、解放されて働く農民の生活は実際に農地改革前に比べて裕福になるはずでした。しかし、従来の小作地が自分の土地となって自作農になった人たちは、それまでには一般に地主の負担になっていた土地にかかってくる税金や水利費などを、今度は自分で負担しなければならないようになりました。そこで農家の人たちは、支払わなければならない税金が高くなり、買うものが高くなるにしたがつて、その生活は苦しくなってきました。

戦争直後は、ひどい食料難のため、農村は景気がよくなり、一時は金が農村にたまって騒がれた時期もありました。農家の人たちはうちょうてんになりました。しかしこれはほんの一時のことでした。物価は、そののちどんどん上ってきましたが、農家の人たちが生産して、それを売って生活のもととする農産物は、農家で必要な肥料や農機具や衣服や日用品などの工業生産品と同じ程度には高くなりませんでした。(第35図)

農家の人たちは安い農産物を売って、高い農業上の資材や生活の必需品を求めなければならませんでした。それに、農民にかかってくる税は重いものとなりましたから、農村にちょっとした間たまっていた金はまもなく都会の商工業者の手に集められました。こうして農村の金づまりははじまりました。農家の人たちのふところぐあいは、すでに戦争前の状態にあともどりをしています。そして、せっかく得た土地を生活難のために他人に売り渡すようなことも、各地でみられるようになってきました。(第36図)



第35図 物価の変化—農林省調査—



第36図 終戦後における現金の所在—農林省調査—

農家の人たちが、めいめい、わずかの農産物を売ったり、肥料や農具や日用品を商人から買ったりしていたのでは、工業や商業に圧倒されて、農業の製品と工業の製品との間の価格の差がひどくなり、どうしても、農民に不利になりがちです。このようなことを防ぐためには、農家が全

部協同して、売ったり買ったり、金を貸したり借りたり、また農産物の加工をしたりすることが必要です。価格の高いよい農具も、みんな協同すれば買うこともでき、うまく利用することもできます。村の農業協同組合は、こうした問題を解決するためにできたものでした。しかしこの組合の運営も、商工業者との競争、資金難、運営していくのに適当な人を欠くなどのいろんな原因のために、一般に決して容易なものではなくなってきました。

米や麦やその他の食料の供出は、農家の人たちが、どうしてもやらなければならない義務でした。みなさんのうち、農家の人たちは供出の割り当てが不公平だとか、供出の値段が安いとかいうことを、父親たちがいつているのをこれまでに聞いたことがあるかもしれません。

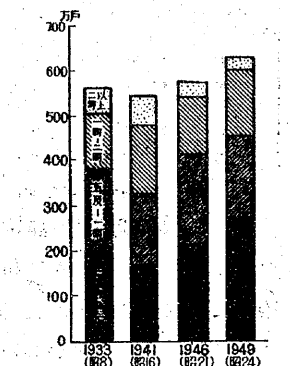
供出の割り当てが不公平になったのはどうしたことでしょうか。これにはいろいろ原因もありましたでしょうが、各農家の耕地面積や、栽培している作物の種類がはっきりわかっていなかったことが大きな原因でした。このためには、各村々で全耕地について、一筆ごとに調査して、正確な土地台帳をつくり、その面積や作っている作物をはっきりつかんで、供出の割り当てを公平にするようにしなければならませんでした。供出の価格については、ほかの工業生産品の価格に比べて安く、つり合わないという意見も強く起りました。ここに、ほとんど水田耕作ばかりに従事する単作地帯の農家にとっては、畑作の行われる地帯や郊村の農家にくらべて、この供出の制度はつらいものでした。現在(1950年8月)、主食について、供出とか、供出後の自由販売、あるいはまったくの自由販売などの意見があり、政府でもこれについて研究を重ね対策をねています。

農地改革の目的は、零細農の小規模な経営、それに伴う限られた収入から起る経済生活の不安を救うことにもありました。終戦後、農村へは海外からの引揚者、都会から生活難のため帰村するもの、戦時中、

農村に疎開していたものが、都会に帰らないで、そのまま農村にとどまるものもできたため、農村の人口は急激に増加しました。そのうち食料事情がややよくなり、都会での生活も前よりは暮らしよくなりましたが、村を離れて都会に行けば、不在地主となって、先祖代々の農地を買い上げられることを恐れて、村に根をおろして、多少の土地を自分で耕作する地主もかなりありました。日本の耕地面積は小さいのですから、農地制度を改めても、土地はあまり増加することはできません。つまり10の玉子はどう分けても10以上にはならないと同じように、自作農が多くなっても、土地の狭いことは同じです。それにこのように農村人口が増加しましたから、農地の細分は従来よりますますひどくなりました。(第37図)

農地改革の目的の一つは、働く農家の人たちに生活の余裕を持たせ、その余裕のできた金で生活の向上を図らせるとともに、その一部を農業生産のもどでつぎこんで、農業の生産力を高めようとしたことでした。さらに、こうした上で、農民自身による農村工業をも発達させようとも考えました。また、食料問題の解決という点からみても、零細農の小規模な農業経営によって農業生産力が低下することは、避けなければならないことでした。しかしながら、農村にあふれている人たちを失業させるよりも、なるべく多くの人たちを農業に吸収しなければならない事情もありました。そこで実際には、農地改革の精神に反して好ましくないことでしたが、貧しい零細農が増加した結果となりました。

政府でも、零細農が増加することを防ぐために、農地や牧野を買ったり借りたりして農業をしようとするものが、自分の利用している面



第37図 経営規模別農家戸数の変化
農林省調査資料による

積と合わせて都道府県は3反歩、北海道では2町歩以下の場合には、そうしたことは許可しないように法律にきめています。しかし、このように貧しい零細農が増加し、一般に農家の暮らしが苦しく、農業経営の資本につきこむ余裕がないようでは、農業の生産力を高めようとする目的を果たすことはできません。

	※市部人口	※郡部人口	※全国人口	全国人口自然増加率 (千人に付) (千人)
1940 (昭15)	27,578 (37.7%)	45,587 (62.3%)	73,114 (100%)	12.7
1946 (昭21)	21,725 (29.7%)	51,389 (70.3%)	73,114 (100%)	7.7
1947 (昭22)	25,858 (33.1%)	52,244 (66.9%)	78,101 (100%)	20.0
1948 (昭23)	27,717 (34.5%)	52,500 (65.5%)	80,217 (100%)	21.8

第8表 市部・郡部別本邦最近人口増加

総理府統計局調査、人口千以下は四捨五入。
※印欄の数字は人口単位千を示す。

わが国が、世界の諸国に比べて人口密度がとて多いために起る国民の生活問題を解決するために、武力的な侵略や無理な移民によることがまちがっていることは、今度の戦争によってはっきりとわかりました。このような人口問題を解決するためには、どこまでも平和的な手段によって、国内の資源の開発に努力しなければなりません。(第8表)

これがためには未墾地の開墾、干拓事業によって耕地を増加させたり、土地改良事業をおこしたりして、土地資源を有効に利用していくことがたいせつです。(詳しくは社会科教科書4「日本のいなかの生活」28~33ページを見よ) 日本では、まだ耕地が300万町歩ぐらい拡張できるといわれていますが、政府は終戦後、開拓計画(第9表)をたて、開墾155万町歩、干拓100万町歩、土地改良210万町歩を実施して、土地の有効な利用・失業・復員・引揚者の救済をはかろうとしました。しかし、実際に実施しはじめてみると、費用とか資材などのために、この事業もはじめに計画したとおりには進行していくことはできなく、縮小して

実施していかなければならないような事情にあります。また工業をさかんにおこして、その方面に労働人口を吸収していくように計画していくこともたいせつなことです。

このほか、風水害・病虫害対策、農業技術の発達、能率の高い農機具の採用、家畜の利用などの問題は(詳しくは社会科教科書「4『日本のいなかの生活』33～40ページを見よ)、これからの農家の人たちが自分

たちの生活を向上させ、日本の農業を発達させるために解決していかなければならない問題です。

もしもこのような困難な問題を少しでも解決して、日本の農業の発達を図らなければ、日本の農家の人たちは外国の農産物に圧倒されて、苦しい立場におかれるような事情になってきています。(9ページを見よ)そこで、農家の人たちは一致団結して、農業の経営とか生活の向上とかの諸問題を考え、実施していくよりほかに方法はあります。

ここに、このような問題を解決してきた村のよい実例があります。それは神奈川^{かながわ}県中郡金目村^{かながわのしんがみむら}が耕地の集団化に成功したという話です。耕地の交換分合は農業を発達させるためにたいせつなことで、政府でも奨励していますが、いざ実施することになると、いろいろの問題のため困難な事業であるということについてはすでに述べました。(63～64ページを見よ)この村の片岡とか広川の部落では、耕地の集団化をはかる

	都府県地区			北海道 集団開墾	合計	千拓	総計
	集団開墾	小開墾	計				
第1年	20	100	120	50	170	10	180
第2年	85	100	185	150	335	15	350
第3年	85	100	185	160	345	15	360
第4年	85	100	185	170	345	20	375
第5年	75	100	175	170	345	20	365
第6年	—	—	—	—	—	20	20
計	350	500	850	700	1,550	100	1,650

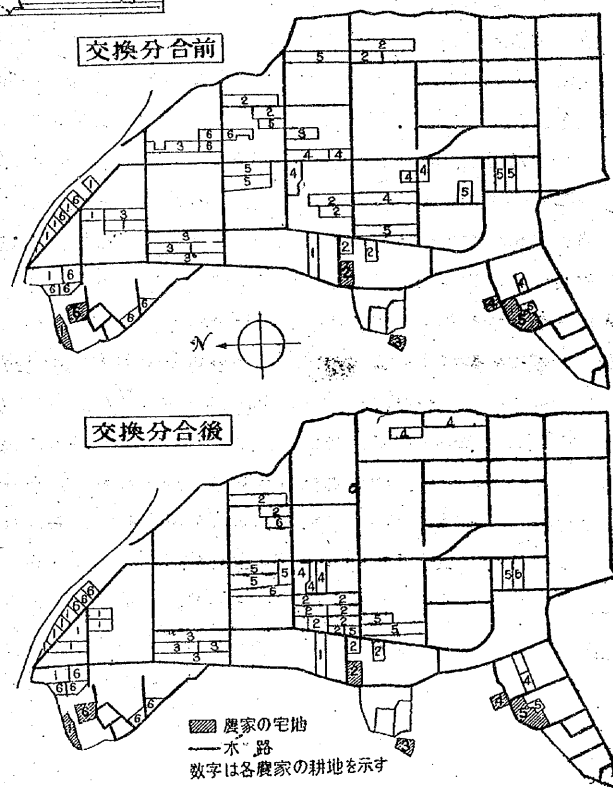
第9表 開墾・千拓予定面積年次計画(単位千町歩)
— 農 林 省 —

ために、1943(昭和18)年耕地整理のとき、第1回の耕地の交換分合を、第2回は年度の農地改革の機会に行いました。この村の実例から、わたくしたちは、いろいろの教訓を受けます。(第88図)

第一は、農家の所有している土地への愛着心は非常なもので、交換分合だけを行うことは、なかなか困難なものです。この部落は、耕地整理とか農地改革とかの、土地の権利関係が変わるよい機会をつかまえて実施したこと、第二に、耕作農民の団結が早くから養われていて、各農家は農地委員会を助けて互にゆすりあう精神で、やりどげようとしたことが、成功した原因でした。交換分合の結果、水利の調整に成功し、二毛作が全面的に普及したり、共同苗代地^{なれしろち}が設定でき、牛力をさらに有効に利用することができ、1日に4反歩^{しほ}の脱穀が可能になったり、田が一直線にすけるようになったので作業の能率が非常に向上し、また、労力の時間的むだがなくなって、仕事をするのに骨を折る程度が少なくなったなど、多くの成果をおさめました。今までは、7月4～5日までかかった田植が6月末には終るようになりました。半月かかった田植えが1週間に縮められた事実は、軽視することはできません。耕地の集団化によって、むだな労力が節約され、その節約された労力を土地の生産力の増強のために、注ぐことができたわけです。

また、ここに考えなければならないことは、こうした耕地の集団化を行ったため、一部の人はかえって耕地が分散する結果を招いたということです。その他のことについても、一部の人たちの犠牲はどうしても避けることはできなかったということです。だから、こうした仕事は村の人たちの協調互譲の精神がなくてはとうていできないことです。これは、村の農家の人たちが、協同して、自分たちの問題を解決している実例の一つですが、このほかにもこのような例はたくさん見受けられます。

農地委員会が、これからの村においてどんな地位を持ち、役割を持



第88図 金目村広川の農地交換分合

っているかということについては、これまでにふれてきました。(74~75 ページを見よ) 村の人たちが、いろいろの困難を開明して、自分たちの幸福な生活、明かるい村をこれから建設していくことは、この農地委員会と農業協同組合とをよりよく民主的に運営し、健全に育てていくことにかかっています。

村の農家の人たちのなかには、自分たちの生活が苦しいという理由のために、今度の農地改革の意義や目的について疑問を持ったり、その目的の成果を達成するのに、消極的な人もかなりいるかもしれません。わたくしたちは、もう一度、江戸時代の農地制度、明治・大正・昭和の農地制度や、こうした制度のもとに生活してきた農業者の生活や気質や、明治維新の農地改革、昭和の農地改革に処してきた農業者の態度について、反省してみなければなりません。そして、日本の農業なり、日本全体が現在の世界でどのような立場におかれているかという広い見地から、深く考えてみなければなりません。生活が苦しいのは農家の人たちばかりではありません。国民ひとしく苦勞をして、日本再建への努力を続けています。そしてその苦勞を公平に国民が分かち合っていくことは、国民がひとしく考えていかなければならない問題です。ですから農家の人たちが、上に述べたような消極的な考え方を持つことは禁物です。今度の農地改革によって、地主とか小作人とかいう封建的な身分の差別のしきたりはぬぐい去られて、民主的な生活の基礎はできあがりました。長い間の農村の「がん」であった病源は、完全ではないまでも、ぬぐい去られました。このようにして、農家の人たちの生活は前進への一步をふみだしている、といえましょう。もう少し長い気持で、見解を広くして困難な問題を解決していく道を考え、努力していかなければなりません。現在農地改革がひとまず形の上では終ったにもかかわらず、ほんとうに成功するかしないかのいちばんたいせつな時にあたっているというのは、こういう事情に

よるからです。

日本の再建の問題は決して楽な仕事ではありません。それがいばらの道であるとしても、前途は決して暗たんなものでなく、光明が約束されています。現在では終戦当時に比べて、食料事情もやや緩和されてきましたし、日用品も少し豊かになってきました。食料の増産のために、自分たちの生活の向上のために、民主的な明かるい農村の建設のために、努力する農家の人たちの姿は、こうした再建への日本の姿に通ずるものだといってよいでしょう。

学 習 事 項

1. 主食の供出制度、供出後の自由販売制度、自由販売制度は日本の現状において、それぞれどんな長所短所がありますか。政府はこれに対してどんな対策を練っていますか。
2. 農家が買い入れる工業生産品は、農家が生産して売る農産物よりも高いために、農家の人たちは不利な立場におかれています。この問題を解決するためには、どんなことが考えられますか。農業協同組合はどんな目的でおかれましたか。そして、みなさんの村の農業協同組合はどんな状態にありますか。
3. ラジオの「新しい農村」の放送をきいて、最近の農村の事情について研究しなさい。
4. 農地委員会と農業協同組合を健全に発展させることは、農村を再建していく「かぎ」だといわれている理由はどこにありますか。
5. 農地の交換分合による集団化は非常によいことはみなさんもよくわかったことでしょう。しかし、実際に行うことになる、いろいろの困難があって容易ではありません。困難な条件はどんなことでしょう。教科書にはこの困難な条件にうち勝った神奈川県中郡金目村の例をあげてあります。みなさんはこの例を読んで、どのような教訓を受けましたか。みなさんの村の状態はどうでし

ょうか。農地の集団化にかぎらず、現在村ではいろいろの問題があります。どのようにして、みなさんの村では、この困難な問題を解決していこうとしていますか。こんなことについて、自分の意見を文章に書いて、両親や級友の前で発表してごらんください。

6. 日本の農業を発達させ、また農家の人たちを幸福にするためには、どんなことがたいせつなことですか。工業を発達させ、貿易を盛んにすることは、日本の農業や農村の人たちの生活とどんな関係がありますか。
7. 農地改革は、社会が大きな変化をするときに行われるのが普通です。明治維新の農地改革と、昭和の農地改革の違った点を比較してごらんください。また、これらは日本の社会がどのように変化した時期かということについても考えてごらんください。
8. 憲法に示されている民主主義の理想を実現し、日本の経済を再建するために、今度の農地改革はどんなことを目的として行われましたか。この目的を達成させるためには、どんな態度と実行が農家の人たちにとってはたいせつなことですか。
9. みなさんの学級や学校や家庭では、どんな民主的な方法で集団生活が行われていますか。学級や学校や家庭での民主的な方法は、どんなことかについて、お互に意見を発表して討議しなさい。

む す び

農業はどこまでも土地にたよらなければなりません。農業をする人にとって、土地はいちばんたいせつな財産です。それは、土地がその人たちの生活の源を産み出すからです。いなかの使命である食料生産も、この土地にかかっています。しかし、この産み出す土地は、これまでに、いくたのすぐれた農民や、芸術家や教育家や学者や政治家や実業家たちを育ててきました。なまけて土地から収穫を上げようと期待することは、絶対に考えられないことです。そこに正義とか純情という気持も養われてきました。こうした純情で美しい人の心や、静かでおもむきに富んだいなかの生活にあこがれていた人は、過去にもまた、現在にも多いことは事実です。

しかしながら、土地に結びついて早くから共同生活をしていかなければならなかった日本の農村における農民の生活には、過去からの長い間、土地に結びついた、封建的なしきたりがつちかわれ、それが最近まで根強く残っていました。農地改革は、このような封建的なしきたりの源を除いて、農村の民主化をはかることでした。

江戸時代は武士の世の中で、武士だけがいばって、農民も町民も一般の国民はみんな不幸な境遇におかれていました。そののち、明治維新の改革によって、法律制度の上では四民平等の世の中とはなりましたが、実際には、家がらのよい人とか、軍人とか、金のたくさんある人とかの一部の人がいばったり、かってなふるまいをしてきました。現在の日本は、多数の人の犠牲において、一部の人がいばったり、かってな行動をすることを許さない世の中です。みんな人間として平等に尊重され、平等な権利を持って、最も多くの人たちの幸福のために、国民自身の手によって政治が行われる、民主主義を理想として、その実現に努力しています。みなさんの学級や学校や家庭や、市町村はど

うでしうか。

みなさんは、この本を読んで、農地改革というものがどんなものであり、農家の人たちや農村や日本の農業に、どんな問題があるかということや、昭和の農地改革をとおして、日本の憲法の根本となっている民主政治がじっさいにはどのようなものであるかということについて、多少とも理解したことでしょう。そしてまた農村に起っているいろいろな問題は、ただ農村だけの問題でなく、日本全体のいろいろな問題とからみあっていて、その解決のためには、広い見地から常に考えていかなければならないことについても、わかったことでしょう。

農地改革の問題は、みなさんにはむずかしい点もたくさんあることでしょう。みなさんは学習を重ね、学年が進むにつれて、だんだん経験を積み、やがて卒業して実社会に出るようになりますが、こうした問題について、だんだん理解を深めていくことはたいせつなことです。

先生方へ

この教科書編集の趣旨については、「まえがき」において少しふれましたが、中学校社会科「日本のいなかの生活」の単元学習の指導にあたっては、学習指導要領のほかに、この教科書に示された趣旨を考え合わせて計画をたててください。農地改革の問題は、その問題の性質から考えて、中学校の生徒にはむずかしい分野も含まれていることでしょう。したがってこの教科書の編集にあたっては、中学生が読んでも、できるだけ理解しやすいように、それかといって皮相的な叙述をしないように、できるだけ資料を提供することなどに努めました。

農地改革の問題のように、時事問題として取り上げられ、しかも現代日本社会の基本的な問題に深く関連しているものについては、常に適当な授業時間をさいて、それが社会の表面に生起する一連のでき事や状態をとおして、生徒に、社会的・経済的・政治的事象面における諸科学の基礎的知識を養っていかせるようにすることは、もちろんたいせつなことではありますが、これらのでき事や状態の根底に存在している社会問題に対する関心と理解を深めさせていこうとする教育者の態度はいつそうたいせつなことです。しかし、このような社会問題は、すでに計画された各教科の学習で、随時適当にこれを取り上げていくというよりは、むしろ全教育課程の編成にあたってこれに織りこんで計画していくのがたいせつなことだといえましょう。

農地改革の問題は、農村の問題であるばかりでなく、日本の民主化の問題の一環として考えられなければなりません。農地改革によって新しく出発した農村が直面している困難な問題も、日本の再建という大きないろいろな問題と関連させて解決していかなければならないのは、いうまでもありません。しかし、このようにわたくしたちが直面し、なしとげていかなければならない日本の民主化という大きな問題

も、日本社会の総合的發展の所産として生じたものにほかならないことなので、農地改革の問題を真に理解し、これに対して当を得た態度を持つためには、正しく歴史的に理解することがたいせつなことになります。

場所的に特色のある土地の事情を考慮しないで、むやみに人間の生活を画一的なものによって律していこうとする態度も、またこのような局所的な事情にとらわれすぎて、全体の世界の場をかえりみない態度も、妥当なものとはいえないでしょう。そこで農地改革の問題をよく理解し、これを解決していこうとする態度に、地理的な立場がたいせつなことになります。

この教科書は以上のような見地から、農地改革という問題を取り扱うところみたまものです。じゅうぶんでない点は多くあると思いますが、このような点を、特に考慮して指導にあたって欲しいと思います。

この農地改革の問題についての学習の指導計画は、都市や村落などその地方の状況に応じ、また生徒の理解力に応じて、たてられることが望ましいように思われます。したがって、中学校第1～2学年の生徒に困難だと思われるものについては、第3学年において、さらにまた高等学校においてもふれるというようにして計画をたて、この教科書を利用してください。しかし、本来この教科書は中学3年以上においてこそ適当なものと考えています。

しかし、この程度の生徒に、このような問題について決定的な結論を引き出させようとするのは、望ましいことではなく、またどうも不可能なことでしょう。むしろこの学習を通じて、生徒が農業生活を理解し、日本の民主化への方向についての、基礎的な知識や理解を深めたり態度を養っていくように、指導することが望ましいことです。

つぎに農地所有に関する全国的な統計調査を参考のために掲げてお

K250,3-1-4,1

きます。

1. 旧帝国農会 — 農事統計の所有面積広狭別戸数、1903～1940
(明治36～昭和15)年。
2. 農林省統計課 — 耕地所有面積広狭別戸数および面積調、1935
(昭和10)年、この調査の結果は、全国合計の結果以外は未発表のままになった。
3. 農林省統計課 — 田畑所有状況調査、1946(昭和16)年、北海道・都府県地区に区分して、田・畑別の所有戸数および面積の資料がえられるが、田畑を合わせた耕地の所有戸数状況については資料を求めることはできない。
4. 農林省統計課 — 全国農家一斉調査 1941(昭和16)年4月
5. 農林省統計課 — 農林省統計表、1941(昭和16)年以降毎年
6. 農林省統計課 — 農家人口調査、1946(昭和21)年4月26日
7. 農林省統計課 — 臨時農業センサス、1947(昭和22)年8月1日
8. 農林省統計課 — 農地調査、1949(昭和24)年3月1日
9. 農林省統計課 — 世界農業センサス、1950(昭和25)年2月1日

この調査の結果はまだ発表されていない。

—1950(昭和25)年8月現在—

30	中社	706
北教		

社会科特集
農地改革

Approved by Ministry of Education (Date Nov. 9, 1950)	
昭和26年4月25日印刷 昭和26年4月30日発行 (昭和26年4月30日 文部省検査済)	
著作権者	文 部 省 東京都目黒区上目黒3丁目1908番地
発行者	北陸教育書籍株式会社 代表者 小野 総次
印刷者	富山県京極波郡田町中神673 中越印刷株式会社 代表者 岩 川 毅
発行所	東京都目黒区上目黒3丁目1908番地 北陸教育書籍株式会社

定価 18 円

K250, 3-1-9, 1

きます。

1. 旧帝國農會 — 農事統計の所有面積広狭別戸数、1908～1940
(明治36～昭和15)年。
2. 農林省統計課 — 耕地所有面積広狭別戸数および面積調、1935
(昭和10)年、この調査の結果は、全国合計の結果以外は未発表のまゝになった。
3. 農林省統計課 — 田畑所有状況調査、1946(昭和16)年、北海道・都府県地区に区分して、田・畑別の所有戸数および面積の資料がえられるが、田畑を合わせた耕地の所有戸数状況については資料を求めることはできない。
4. 農林省統計課 — 全国農家一斉調査、1941(昭和16)年4月
5. 農林省統計課 — 農林省統計表、1941(昭和16)年以降毎年
6. 農林省統計課 — 農家人口調査、1946(昭和21)年4月26日
7. 農林省統計課 — 臨時農業センサス、1947(昭和22)年8月1日
8. 農林省統計課 — 農地調査、1949(昭和24)年3月1日
9. 農林省統計課 — 世界農業センサス、1950(昭和25)年2月1日
この調査の結果はまだ発表されていない。

— 1950(昭和25)年8月現在 —

30	中 社	706
北 教		

社会科特集
農地改革

Approved by Ministry of Education (Date Nov. 9, 1950)	
昭和26年4月25日印刷 昭和26年4月30日発行 (昭和26年4月30日 文部省検査済)	
著作者	文 部 省 東京都目黒区上目黒3丁目1908番地
発行者	北陸教育書籍株式会社 代表者 小 野 総 次
印刷者	富山県京極波部出町中神673 中越印刷株式会社 代表者 岩 川 毅
発行所	東京都目黒区上目黒3丁目1908番地 北陸教育書籍株式会社

定 価 18 円

